

令和3年度

障害者支援施設 めぶき園
ライフサポートセンター なごみ園
大分県発達障がい者支援センター ECOAL
ホームヘルプサービスセンター らすかる
グループホーム かわしま
障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい
戸次なごみ園
相談支援事業所 プラス
いぬかいこども園
こざいこども園
へつぎ保育園
こども発達・子育て支援センター なかよしひろば
こども発達支援センター 大分なごみ園
こども発達・子育て支援センター わくわくかん
相談支援事業所 プラスα

事業計画書

社会福祉法人 萌葱の郷

目次

法人本部事業計画

1. 設立の趣旨	1
2. 沿革	1
3. 基本計画	2
4. 事業計画	4

障害者支援施設 めぶき園

第1章 運営の基本方針	6
1. 運営理念	6
2. 療育の基本方針	6
3. 重点課題	6
4. 施設の概要	7
第2章 療育活動	8
1. 日課	8
2. 生活	8
3. 活動内容	8
4. 行事	9
5. 環境整備	9
6. 家族連絡会	9
7. 給食	10
8. 医療、健康管理、保健衛生	11
第3章 利用者の状況	13
1. 年齢別利用者の状況	13
2. 福祉事務所別利用者の状況	13
3. 判定別利用者の状況	13
4. 入園前の状況	13
第4章 防災	14

ライフサポートセンター なごみ園

事業計画	16
「生活介護事業所なごみ工房」	
第1章 運営理念	17
第2章 施設の概要	17
第3章 事業の概要	17
第4章 職員の体制	18

第5章 防災	18
第6章 職員の研修・育成について	18
「こども発達・才能支援センターなごみ」	
第1章 運営理念	19
第2章 施設の概要	19
第3章 事業の概要	19
第4章 職員の体制（役割分担）について	23
第5章 職員の研修・育成について	23

大分県発達障がい者支援センター ECOAL

事業計画	24
第1章 運営理念	24
第2章 事業の概要	26
第3章 職員の体制	28
第4章 職員の研修・育成について	28

ホームヘルプサービスセンター らすかる

第1章 運営理念	30
第2章 拠点施設の概要	30
第3章 事業の概要	31
第4章 職員の体制（役割分担）について	32
第5章 職員の研修・育成について	32

グループホームかわしま

第1章 運営理念	33
第2章 施設の概要	33
第3章 事業の概要	34

障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい

第1章 運営理念	38
第2章 施設の概要	38
第3章 事業の概要	39
第4章 職員の体制	40
第5章 防災	40
第6章 職員の研修・育成について	40

戸次なごみ園

事業計画	41
第1章 運営理念	41
第2章 施設の概要	42
第3章 事業の概要	42
第4章 職員の体制について	45
第5章 職員の研修・育成について	46

相談支援事業所 プラス

第1章 運営理念	47
第2章 事業所の概要	47
第3章 職員の体制	48
第4章 事業の内容	48
第5章 苦情の解決	48
第6章 人権・プライバシーに関すること	48

いぬかいこども園

事業計画	49
第1章 施設運営	49
1. 理念と方針	49
2. 実施事業内容	49
3. 児童の処遇	50
4. 食育	53
5. 職員の処遇	54
第2章 施設管理	55
1. 事務関係	55
2. 設備・備品関係	55
3. 災害対策	55
第3章 諸機関との連携	55
1. 保護者との連携	55
2. 小学校や幼稚園との連携	55
3. 相談機関や療育機関などとの連携	55
4. 地域との連携	55

こざいこども園

事業計画	57
------	----

第1章 施設運営	57
1. 理念と方針	57
2. 実施事業内容	57
3. 児童の処遇	58
4. 食育	60
5. 職員の処遇	61
第2章 施設管理	62
1. 事務関係	62
2. 設備・備品関係	62
3. 災害対策	62
第3章 諸機関との連携	62
1. 保護者との連携	62
2. 小学校や幼稚園との連携	62
3. 相談機関や療育機関などとの連携	62
4. 地域との連携	62

へつぎ保育園

事業計画	63
第1章 運営理念	63
1. 理念と方針	63
2. 実施事業内容	63
3. 児童の処遇	63
4. 食育	65
5. 職員の処遇	66
第2章 施設管理	67
1. 事務関係	67
2. 設備・備品関係	67
3. 災害対策	67
第3章 諸機関との連携	67
1. 保護者との連携	67
2. 接続園との連携	67
3. 相談機関や療育機関などとの連携	68

こども発達・子育て支援センター なかよしひろば

事業計画	69
「児童発達支援センターなかよしひろば（就学前児童）」	
第1章 運営理念	70

第2章 施設の概要	70
第3章 事業の概要	70
第4章 職員の体制（役割分担）について	74
第5章 職員の研修・育成について	74
「放課後等デイサービス なかよしクラブ（学齢児童）」	
第1章 運営理念	74
第2章 施設の概要	74
第3章 事業の概要	75
第4章 職員の体制（役割分担）について	77
第5章 職員の研修・育成について	78
「日中一時支援（グループ型支援）」	
第1章 運営理念	78
第2章 施設の概要	78
第3章 事業の概要	79
第4章 職員の体制（役割分担）について	80
第5章 職員の研修・育成について	80

こども発達支援センター 大分なごみ園

事業計画	81
第1章 運営理念	81
第2章 施設の概要	82
第3章 事業の概要	82
第4章 職員の体制（役割分担）について	85
第5章 職員の研修・育成	86

こども発達・子育て支援センター わくわくかん

事業計画	87
「児童発達支援センター（就学前児童）」	
第1章 運営理念	88
第2章 施設の概要	88
第3章 事業の概要	88
第4章 職員の体制（役割分担）について	92
第5章 職員の研修・育成について	92
「放課後等デイサービス（就学児童）」	
第1章 運営理念	93
第2章 施設の概要	93
第3章 事業の概要	93

第4章 職員の体制（役割分担）について	96
第5章 職員の研修・育成について	96
「保育所等訪問支援事業」	
第1章 運営理念	97
第2章 施設の概要	97
第3章 事業の概要	97
第4章 職員の体制（役割分担）について	98
第5章 職員の研修・育成について	98
「居宅訪問型児童発達支援事業」	
第1章 運営理念	99
第2章 施設の概要	99
第3章 事業の概要	99
第4章 職員の体制（役割分担）について	100
第5章 職員の研修・育成について	100

相談支援事業所 プラスα

第1章 運営理念	101
第2章 事業所の概要	101
第3章 職員の体制	102
第4章 事業の内容	102
第5章 苦情の解決	102
第6章 人権・プライバシーに関すること	102

法人本部事業計画

1. 設立の趣旨

自閉症は、脳の働きに障がいがあるため、周囲の状況を正しく理解することができにくく、場面や状況に合う言動や会話などといったコミュニケーションに障がいが生じます。また、心の理論の発達にも遅れが伴うため、人との共感的な関係や社会性を身につけていくことが困難です。さらに、活動や物へのこだわりや感覚過敏を持ちやすいため、環境の変化や予定の変更などに強い不安や抵抗を抱えてしまい、社会生活をおくる上で様々な障がいがあります。

そこで、理想的な自閉症者施設実現を目指していた理事長が、大分県自閉症児・者親の会の有志の協力を得て、地元犬飼町をはじめ、国・大分県等関係官庁の深いご理解とお力添えにより、社会福祉法人「萌葱の郷」を設立し、県下初の自閉症者施設「めぶき園」を開園いたしました。

2. 沿革

昭和63年	8月	大分県自閉症者施設設立発起人会結成
平成2年	9月	社会福祉法人萌葱の郷設立認可
	3年	6月 知的障害者更生施設「めぶき園」開設
13年	10月	障害児デイサービス事業「なごみ園」開設
17年	2月	大分県発達障がい者支援センター「イコール」開設
	6月	ホームヘルプサービスステーション「らすかる」開設
22年	1月	「めぶき園」新体系（生活介護、施設入所支援）移行 ケアホーム「かわしま」開設
	5月	障害者支援施設「めぶき園」就労継続支援B型開設 従たる施設「どんこの里いぬかい」（就労継続支援B型）開設
24年	4月	「いぬかい保育園」開設（豊後大野市公営保育所民間移管） 子育て支援センター「ゆうゆうキッズ」開設
24年	10月	特定相談支援事業所「プラス」開設
25年	5月	児童発達支援事業「大分なごみ園」開設
26年	4月	障害福祉サービス事業所「どんこの里いぬかい」開設（就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護）
26年	5月	相談支援事業所「プラス」開設（地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談）
27年	4月	幼保連携型認定こども園「いぬかいこども園」に移行
	5月	こども発達・子育て支援センター「なかよしひろば」開設
	10月	障害福祉サービス事業所「どんこの里いぬかい」事業変更（就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護）
28年	4月	「いぬかいこども園」屋内運動場なかよしホール改修竣工
29年	1月	「大分なごみ園」児童発達支援センター移行

	4月	共同生活援助「グループホームかわしま」定員増（14名）
	5月	児童発達支援事業所「戸次なごみ園」開設
30年	4月	認可保育所「こざい保育園」開設 共同生活援助「グループホーム戸次」開設
31年	4月	幼保連携認定こども園「こざいこども園」に移行
令和2年	3月	「めぶき園」浴室便所改善助成事業改修竣工
	4月	「法人本部」大分市中戸次に移転
	4月	小規模保育事業A型「へつぎ保育園」開設
3年	4月	児童発達支援センター「わくわくかん」開設

3. 基本計画

(1) 基本理念

萌葱の郷は、自閉症・子育て総合支援センターとして、保育、教育、子育て支援、早期療育、生活支援、就労支援、余暇支援、相談支援、普及啓発、専門家養成等の機能をライフステージを通して総合的に提供することで、障がいのある無しに関わらず共に暮らせる共生社会の実現を目指す。

(2) 倫理綱領

① 個人の尊重

私たちは、利用児・者本位の立場から、一人ひとりの個性と自己決定を最大限に尊重し、主体的に生きられるよう支援します。

② 人権の擁護

私たちは、利用児・者に対するいかなる差別、暴力、虐待、人権侵害も許さず、人としての尊厳を守るため細心の注意を払います。

③ 合理的配慮

私たちは、利用児・者の一人ひとりの特性や場面に応じて生じる社会的障壁や生きづらさを取り除くため合理的配慮を実践します。

④ 安全・健康への配慮

私たちは、災害への備えや環境・保健・衛生などの向上に努め、利用児・者の生命を守り、心身の健康が維持・向上するよう支援します。

⑤ 社会参加の推進

私たちは、利用児・者が年齢や障がいの状態などに関わりなく、地域社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

⑥ 守秘義務の遵守

私たちは、利用児・者のプライバシーを尊重し、職務上知りえた個人の情報や秘密を守ります。なお、退職後もその義務を負います。

⑦ 専門性の向上

私たちは、専門職としての使命と役割を自覚し、利用児・者が豊かで充実した人生が送れるよう、人間性と専門性の向上に努めます。

(2) 行動理念

- ① 運営方針や事業計画は、定期的に利用児・者、保護者・家族に説明し意見や要望を聞く機会を設けて、その意思を反映する。
- ② 個別支援計画や支援内容は、必ず利用児・者、保護者・家族に説明し、意見や要望を聞いたうえで、同意のもとに行う。
- ③ 保育や教育、支援に当たっては、十分に利用児・者、保護者・家族に説明し、選択と自己決定の機会が得られるようにする。
- ④ 利用児・者に対しては、年齢に応じた呼称や接し方を徹底し、一人ひとりに寄り添い、好みや嗜好、感性を尊重する。
- ⑤ 利用児・者に対しては、偏見や先入観を持たず、公正・公平に接し、丁寧な関わりを心がけ、敬意を持って支援する。
- ⑥ 常に災害や事故などに対する備えを見直し、全職員に周知することで、全職員が一体となった的確かつ迅速に行動する。
- ⑦ 法令・社会規範・社会的倫理を遵守し、危機管理やヒヤリ・ハットに取り組み、事故などの不測の事態を未然に防止する。
- ⑧ 利用児・者の健康管理に細心の注意を払い、必要に応じて適切な医療が受けられ、健康的な生活が送れるよう努める。
- ⑨ 地域の文化や生活習慣を反映した、年齢にふさわしい暮らしを保障し、あらゆる場面で社会参加の機会が得られるよう努める。
- ⑩ 地域ボランティアや実習生を積極的に受け入れるなど、地域社会との交流を図り、理解を深めて、開かれた施設づくりに努める。
- ⑪ 利用児・者の個人情報の管理を徹底し、情報の共有に際しては、その秘密を保持するよう最善かつ細心の注意を払う。
- ⑫ 専門職者としての責務を自覚し、倫理と専門性の確立に向けて、絶えず検証・研鑽し、職員相互の啓発に努める。
- ⑬ 民主的な職場運営により、職員相互の意思疎通とチームワークの醸成を図り、全職員の合意に基づく統一した支援に努める。

(3) 保育・教育・支援の原則

- ① 安心感と信頼関係に基づき、清潔で快適・安全な生活環境を提供する。
- ② ごく当たり前の生活（ノーマライゼーション）と個別的な配慮を保障する。
- ③ 手ごたえの持てる活動や外出の機会を通して社会性や意思決定を育む。
- ④ 利用児・者の真のサポーターとなり、愛情を持って、見放さない。
- ⑤ 個別支援計画に基づいて、余裕のある日課（ルーチン）を組み立てる。
- ⑥ 遊び、生活、活動等での相互作用を通して、共感性や社会性を育てる。
- ⑦ 特定の療育理論や技法に囚われず、幅広く学んで実際の場面で応用する。
- ⑧ 行動の現象面だけを捉えず、環境や心理面での原因や背景を考察する。
- ⑨ 支援にあたっては、記録→分析→仮説→実践→検証を繰り返す。
- ⑩ 職員の勤務負担の軽減を図り、過労やメンタルに配慮する。

- ⑪ 事例検討を重ねて支援方法を統一し、チームとして支援する。
- ⑫ 職員自身の感情をコントロールし、穏やかで肯定的な態度で接する。
- ⑬ 利用児・者の立場に立って、常に自らの支援を振り返り検証する。
- ⑭ 丁寧に説明するなど、折り合いがつけられるように関わる。
- ⑮ 医療と連携し、脳科学や神経生理学などの新たな知見に学ぶ。

4. 事業計画

萌葱の郷は、自閉症の人たちのライフステージを通じた総合的な支援に取り組むと共に子育て支援に取り組むことで、障がいの有る無しに関わらず、共に育ち、共に暮せる共生社会の実現に寄与します。

幼保連携型認定こども園「いぬかいこども園」と子ども発達・子育て支援センター「なかよしひろば」を同一敷地内で運営することで、障がいのある子も無い子も共に育つインクルーシブな教育・保育に取り組みます。

また、令和3年4月、幼保連携型認定こども園「こざいこども園」の同一敷地内に、児童発達支援センター「わくわくかん」を開設し、大分市でも障害のある子も無い子も共に育つインクルーシブな教育・保育モデルの実現を目指します。

大分県発達障害支援専門員養成研修の事務局、実務研修施設、発達障害支援スーパーバイザー養成研修の実務研修施設を担うことで、発達障害支援のジェネラリスト養成に寄与し、当法人職員にとっても学びと研修の機会とします。

キャリアアップ研修、課題別研修等の法人内研修を充実し、萌葱の郷実践研究会を実施し、研究報告書を発行し、県内・県外研修にも積極的に職員を派遣し、資質と専門性の向上に努めるとともに子育て・自閉症支援のトップランナーを目指します。

萌葱の郷は、「自閉症・子育て総合支援センター」として、早期療育・発達支援・生活支援・就労支援・余暇支援・相談支援・普及啓発・人材育成に取り組むとともに、老年期、親亡き後、看取りに至るまでのライフステージを一貫して支援する体制の確立を目指します。さらには、生活介護、就労支援体制の充実を図り、高齢者対応のグループホーム、発達外来の診療所の開設を目指します。

<重点課題>

1) 生活保障（居住支援）機能・・・施設入所支援、グループホーム

既存の施設の住環境の改善を図るとともに、障がいのある人もない人も地域とともに暮らす共生社会の実現に向けて、当法人事業を利用している人たちの「終の棲家」としてのバリアフリーのグループホームの整備・充実を目指します。

2) 強度行動障害療育機能・行動援護、行動障害療育

自傷、他害、器物破壊、睡眠障害、強いこだわり等の二次的な行動障害により、家庭生活が崩壊し、精神病院に入院する等の極めて悲惨で困難な状況にある人たちの療育・支援に取り組み、支援モデルの開発に努めます。

3) 早期療育機能・・・児童発達支援センター、放課後等デイ、保育所等訪問

発達障害の早期療育へのニーズが高まっていることから、専門性を高めて保護者や関係機関に対する相談機能や支援機能の充実を図ります。

4) 就労支援機能・・・就労継続支援B型、就労継続支援A型

就労継続支援B型は、レストラン、直販所の売り上げ増により、一層の工賃アップを目指します。就労継続支援A型は、農園栽培計画を軌道に乗せることで、一層の売り上げ増を図り、賃金アップを目指します。

5) 保育、幼児教育及び子育て支援・・・認定こども園、子育て支援事業

地域の保育や幼児教育のニーズに貢献するとともに、子育て支援の充実により、共生社会の実現を目指します。大分市屋山のこざいこども園の同一敷地内に児童発達支援センターを整備します。

6) 専門家養成機能・・・発達障がい者支援専門員養成研修、発達障害支援スーパーバイザー養成研修

関係機関のスペシャリストに対し、研修を実施し、ジェネラリストとして養成し、県内及び県外のスーパーバイズ体制の充実を図ります。

障害者支援施設 めぶき園

第1章 運営の基本方針

1. 運営理念

(1) 目的

めぶき園利用者の生きがいと豊かな生活を保障し、自立と社会参加を実現するために、生活・労働・余暇等に関する専門的な支援を提供し、もってめぶき園利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 利用者の人権と主体性を尊重し、豊かな人生と自己実現をめざします。
- ② ご本人やご家族のご意見・ご要望を尊重し、個別プログラムをたてます。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる一貫した支援を行います。
- ④ プロとしての自覚に基づいて、専門性と援助技術の向上をめざします。
- ⑤ 地域や社会との交流を深め、社会参加を図り、開かれた運営をめざします。

2. 療育の基本方針

人権を守ることを基本理念に掲げて取り組んできましたが、体罰や暴力、暴言などのあからさまな人権侵害は無論のこと、利用者は自ら人権を主張することが困難なことから、職員は謙虚に自省的に行動し、利用者に対して敬意をもって接します。

職員全員がコンプライアンスの重要性を認識し、早期に問題点を発見して、改善を図るとともに、リスクマネジメントの一環として、居室や食堂、トイレ、洗面所等の生活環境を安全かつ快適なものに整え、服装や身だしなみ、衛生に配慮し、健康増進と疾病の早期発見、早期治療に努めます。

食事は、利用者にとって大きな楽しみであり、栄養のバランスを考えた変化のある献立により、家庭的で味わいのある食事を提供します。

当園では、特定の療育技法にとらわれず、単に適応や行動が改善されればよしとするのではなく、自閉症スペクトラムに対する理解と学習を深めて、暖かく肯定的な態度で接することによって、安心感に基づく信頼関係を築き、援助者の姿勢や態度、援助技術の不断の研鑽に努めます。

人には生きがいを求める自己実現の欲求があり、利用者一人ひとり、年齢、能力、障がいの現れ方、性格等の個性があり、画一的な援助で事足りるわけではありません。生きがいとしての生産活動や療育活動、余暇活動等の場を提供するとともに、より豊かな暮らし、生きがいを保障するために個別支援プログラムを策定し、職員の総意と共通認識に基づいて実践します。

3. 重点課題

◎人権の擁護と倫理観の確立

倫理綱領や行動規範に基づき、利用者の人としての尊厳が守られ、豊かな暮らしと自己実現が図られるよう、確固たる倫理観と使命感に基づいて支援します。

◎自立と地域生活への移行

自立と地域生活に必要な働く力、余暇を楽しむ方法、金銭管理や調理実習、清

掃、洗濯、整理整頓などの生活力を身に付けられるよう支援します。

◎リスクマネジメントの取り組み

職員全員がコンプライアンスを認識し、早期に問題点を発見して改善し、安全で快適な環境と質の高いサービスの提供を目指します。

◎健康管理及び健康増進

定期検診及び日常の健康チェックにより、異常の早期発見に努め、バランスのとれた食生活や適度な運動により、成人病を予防し、健康増進を図ります。

◎選択と自己決定の尊重

バイキング食、選択メニュー、外食、買物などの機会を通して、利用者自身が意志を表明し、選択や自己決定の機会を提供します。

◎各種（生産、療育、クラブ、余暇）活動の充実

生産活動は、アート、陶芸、機織等の専門家（アドバイザー）を配置し、可能な限り、担当職員を専任化することで活動内容の充実を図ります。

4. 施設の概要

- (1) 名称 障害者支援施設 めぶき園
- (2) 所在地 大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355番地10
- (3) サービス種別 障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）
- (4) 定員 施設入所支援 30名 生活介護 40名
短期入所 4名
- (5) 施設長 野上 悦生
- (6) 対象者 発達障がい者及び知的障害者
- (7) 職員構成
施設長 1名
サービス管理責任者 1名
支援係長4名 看護師 1名
支援員13名 事務員0名 栄養士 1名
調理員4名 嘱託医 1名 非常勤 15名
(人数は年度途中に変わることがあります。)

第2章 療育活動

1. 日課

時 間	日 課
7 : 0 0	起床 (更衣、洗面、布団あげ、検温)
8 : 0 0	朝食 (与薬、歯磨き、食堂清掃) 清掃 (全体及び居室) 洗面、歯磨き、髭剃り、水曜日は爪切り 隔週の金曜日はリネン交換
1 0 : 3 0	午前活動開始 (各課毎にミーティング) (全体行事の時は全体ミーティング)
1 1 : 5 0	午前活動終了
1 2 : 0 0	昼食 (与薬、歯磨き、食堂清掃) 自由時間
1 3 : 3 0	午後活動開始 (火曜日はグループ別療育活動) (水曜日はウォーキング) (木曜日はクラブ活動)
1 5 : 3 0	午後活動終了
1 5 : 4 5	お茶の時間
1 6 : 0 0	入浴、自由時間
1 8 : 0 0	夕食 (与薬、歯磨き、食堂清掃)
1 9 : 3 0	余暇活動 (カラオケ、太鼓、DVD、音楽鑑賞等) 自由時間 (火曜日はおやつタイム、金曜日はコーヒータイム)
2 0 : 3 0	与薬、学習 (日記、書き取り、小遣い帳記入)
2 1 : 3 0	就寝準備
2 2 : 0 0	就寝

2. 生活

食事・排泄・身だしなみ・入浴・洗面・歯磨き・手洗い・うがい・整理・整頓・生理・洗濯など正しい方法やマナー、仕方や身だしなみ等を身につけるように声掛け等の支援や援助を行っていく。

3. 活動内容

活動日は月曜日から金曜日 (但し、土曜日・祝日も活動する場合もある。)

<生産活動>

- (1) 陶芸課 (陶器制作)
- (2) 手工芸課 (機織り)
- (3) アート課 (絵画・造形)
- (4) ECO 課 (アルミ缶つぶし・椎茸の原木栽培)

<グループ別療育活動> 火曜日の午後
ジャイアンツグループ (ソフトボール)

タイガースグループ（ストレッチ・動作法）

＜ウォーキング活動＞ 水曜日の午後
3グループに分かれてウォーキングを行う。

＜クラブ活動＞ 木曜日の午後
(1) スポーツクラブ（ランニング中心）
(2) ウォーキングクラブ
(3) 美術クラブ

＜余暇活動及び学習＞
カラオケ
太鼓
学習（日記の記入や電卓の使い方）

4. 行事

月	全体行事
4月	お花見
5月	運動会
6月	ゆうあいスポーツ大会
7月	
8月	1日クラブレクリエーション
9月	ハイキングレクリエーション
10月	全体一泊旅行
11月	グループレクリエーション
12月	クリスマス忘年会
1月	新年会
2月	各課レクリエーション
3月	合同レクリエーション

※大飼中・千歳中学校交流会 担当職員

※運動会、大分県ゆうあいスポーツ大会、新年会は保護者参加の予定

5. 環境整備

園内外の清掃、保守管理、修営繕及び除草を計画的に実施する。
大掃除（8月・12月）、草刈と修営繕は随時行う。

6. 家族連絡会

保護者と話し合いを持つことにより、円滑な園運営、よりよい療育を目指す。
全体会～5月及び必要に応じて随時行う。
個別面談～担当者が必要に応じて随時行う。

7. 給食

(1) 基本方針

栄養のバランスを考えた変化のある献立を作成し、より家庭の食事に近づけ、出来るだけ多くの利用者に喜ばれる献立を考え、与えられる食事ではなく食べてもらえる食事作りをする。

(2) 献立

食事摂取基準量、食品群別摂取量をもとに献立を作成し、行事食や誕生日食を加えて献立をたてる。季節感のあるメニューを多く取り入れ、誕生日、バイキング食を実施する。また、配食サービスにおいてはめぶき園の献立を基本に高齢者向けに作成する。

<食事摂取基準量（令和3年度）>

熱量 Cal	タンパク質 g	脂肪 g	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミンA レチノール	ビタミンB1 mg	ビタミンB2 mg	ビタミンC mg
2100	70	48	600	10.4	598	0.9	1.2	50

<食品群別摂取量（1人1日当り、単位g）>

穀類	芋類	砂糖類	油脂類	豆類	魚貝類	獣肉	玉子	乳製品
280	68	5	15	60	60	60	40	200

緑黄色野菜	果物	種実類	菓子類	きのこ類	海藻類	調味嗜好飲料
100	80	5	15	10	10	100

その他食品	その他野菜
5	200

(3) 調理

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくして出す工夫をするとともに、盛り付けや配膳にも気を配る。

(4) 検食

検食簿により、味付けや献立通りの食事などを確認し、改善及び向上していく。

(5) 給食会議

毎月1回、献立や給食に関して討議する。

8. 医療、健康管理、保健衛生

(1) 基本方針

- ① 安全で衛生的な環境整備
- ② 日々の体調管理による健康の維持・増進
- ③ 健診の実施などによる異常の早期発見
- ④ 保護者との看護・医療面における丁寧な情報交換及び意思決定支援

(2) 実施事項

- ① 安全で衛生的な環境整備
 - ・ 毎朝の園内清掃
 - ・ 定期的な換気
 - ・ 活動後や食前の手洗い
 - ・ シーツ交換・寝具の日光消毒（1回/週）
 - ・ 歯ブラシの交換（1回/月）、コップの消毒（1回/週）
 - ・ 使い捨て手袋・マスク・手指消毒剤など衛生用品の使用
 - ・ 危険に配慮した環境整備（必要個所の施錠や鍵の管理、廊下に不要なものを置かない、故障箇所速やかな修繕など）
 - ・ 定期的な園内の巡回、館内の把握職員配置による見守り
 - ・ 利用者個々の状態に合わせた個別対応
 - ・ 厨房職員の便細菌検査（1回/週）
 - ・ 水質検査（1回以上/年）
- ② 日々の体調管理による健康の維持・増進
 - ・ 起床時の検温
 - ・ 体重測定（1回/月）
 - ・ 血圧測定（1回/月）
 - ・ 規則正しい生活のサポート
 - ・ 夜間の睡眠の観察
 - ・ 室温・衣類調整
 - ・ 爪切り（毎水曜日）、髭剃り・口腔ケア・入浴介助・スキンケア（毎日）
 - ・ 食事（食べ方・摂取量）の観察、個々に適した食形態での提供
 - ・ 体重管理
 - ・ 定期的な歯科受診（1回以上/年）
 - ・ 必要に応じた病院受診、医療機関との連携
 - ・ 服薬管理
 - ・ 生活介護サービスにおける、月1回の医師の往診（1回/月 第1月曜）
- ③ 健診の実施などによる異常の早期発見
 - ・ 健康診断…医師の問診・聴診、検尿、血圧測定（2回/年）
 - ・ 胸部レントゲン撮影（1回/年）
 - ・ 血液検査（1回以上/年）
 - ・ 35歳以上の胃・十二指腸内視鏡検査（1回/年 希望者のみ）
 - ・ レディース健診の実施（子宮がん・乳がん 各1回/年）
 - ・ 速やかな二次健診の実施
- ④ 保護者との看護・医療面における丁寧な情報交換及び意思決定支援

- ・ 在園時の様子や帰宅中の様子についての情報共有
- ・ 予防接種や内視鏡検査実施のための同意書による意思確認
- ・ 健康診断や内視鏡検査のおよび受診した際の報告や意思決定にかかる相談
- ・ 医師からの病状説明（服薬の調整や精密検査時）を受ける際の同伴

＜年間計画＞

月	受診・健診	そのほか
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医往診 (1回/月 第1月曜) ・ 歯科受診 (1回以上/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯ブラシ交換 (1回/月) ・ 体重・血圧測定 (1回/月) ・ 体重管理 (適宜) ・ 厨房職員の便細菌検査 (1回/週)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胃・十二指腸内視鏡検査 (～3月) 	
6		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断 	
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳波 (対象者) (～11月) 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胸部レントゲン ・ 血液検査 	
11		<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ予防接種
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ レディース健診…子宮がん 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ レディース健…乳がん 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断 	
3		

- ・ 水質検査 (1回以上/年)

第3章 利用者の状況

1. 年齢別利用者の状況 (R3. 4. 1現在)

年齢	20	22	23	33	35	37	38	39	40	41	44
男性	1	1	1	3	2	2		1	2	1	1
女性							1				
合計	1	1	1	3	2	2	1	1	2	1	1

年齢	45	46	47	48	49	50	53			合計	平均年齢
男性	1	1	3	3	3	1	1			28	40.6
女性	1	1			1					4	44.5
合計	2	2	3	3	4	1	1			32	41.2

2. 福祉事務所別利用者の状況 (R2. 4. 1現在)

	大分市	別府市	日田市	津久見市	臼杵市	杵築市	由布市	豊後大野市	佐伯市		合計
男性	18	1	1	1	3	1	1	1	1		28
女性	4										4
合計	22	1	1	1	3	1	1	1	1		32

3. 判定別利用者の状況

<療育手帳>

	A1	A2	B1	B2	合計
男性	10	16	1	1	28
女性	2		2		4
合計	12	16	3	1	32

<障害程度区分>

	6	5			合計
男性	25	3			28
女性	3	1			4
合計	28	4			32

4. 入園前の状況

	支援学校高	支援学校中	高校中退	通所授産	作業所	在宅	合計
男性	6	6	1	4	2	9	28
女性	2	1		1			4
合計	8	7	1	5	2	9	32

第4章 防 災

年間防火管理業務実施計画表				
月	行 事	消 防 訓 練	自 主 点 検	消 防 設 備 点 検
4		避難訓練	建築物・火気使用設備点検	
5		避難訓練	〃	
6		消防訓練	〃	外観・機能総合点検
7		避難訓練 (夜 間)	〃	
8		避難訓練	〃	
9		避難訓練 (夜 間)	〃	
10		避難訓練	〃	
11	秋の全国火災予防運動	総合消防訓練 (消火通報)	〃	
12		避難訓練	〃	外観・機能総合点検
1		避難訓練	〃	
2		避難訓練	〃	
3	春の全国火災予防運動	避難訓練	〃	

※避難訓練については、通報連絡、消火活動、避難誘導の基本3項に基づいて行い、毎回テーマを持って行う。また、事前連絡なしで行う場合もある。

<避難訓練について>

- 1、非常ベルが鳴ったら、火災受信機で出火場所を確認し、出火状況を見に行く。その後、火災放送を行い、職員は放送の指示に従い利用者を非常口から避難誘導する。点呼者は名簿と拡声器、救護係は救急箱を持ち出す。
- 2、初期消火係は、消火器を使い、初期消火に努め、防火管理者に報告する。
- 3、最終確認者は、各棟の居室、トイレの最終確認を行う。
- 4、点呼者は、素早く点呼をとり、人員把握をした後、防火管理者に報告する。その他の職員は、利用者の動向を見守りながら点呼の協力をする。

- ※ディレクターが、その日の出勤者で自衛消防隊を作成する。
- ※夜間は、夜勤者が通報連絡・避難誘導・点呼、H勤者・夜勤2が避難誘導を行う。

注意点

- ・初期消火は、天井に炎が達するまでとする。
- ・出火場所の傍を通過して避難しない。
- ・避難誘導の際、館内の窓を閉める。

<地震の場合>

- ・地震発生後は、すぐに避難するのではなく、まずは火の元の確認や利用者の安全の確保、建物や周囲の状況を確認する。けが人がいる場合には応急手当てをする。
- ・状況によっては、速やかに利用者を避難場所に避難させる。

<風水害の場合>

- ・災害発生後は、すぐに避難するのではなく、まずは火の元の確認や利用者の安全の確保、建物や周囲の状況を確認する。けが人がいる場合には応急手当てをする。
- ・状況によっては、速やかに利用者を館内の安全な場所に避難させる。また、ガラス等の破損があった場合には、応急的に修繕を行う。

令和3年度

ライフサポートセンターなごみ園

事業計画

生活介護事業は、現在利用しているメンバーの1人が週に2回から毎日の通所に変わります。アートの取り組みに関しては、大分県立美術館OPAMで法人30周年記念アトリエMOE展を11月に開催予定ですので、新たな展示作品や新商品の創作に尽力します。新商品は、以前より依頼があっているエコバッグと大判ポチ袋、一筆箋を完成させ販売していきます。6月27日に開催される九州自閉症協議会第24回大会 in 大分の来賓・来場者へのプレゼント200セットの注文依頼があるので、実行委員会と協議しながら、作成をします。

放課後等デイサービス事業については、事業の報酬単価や加算が変わることから職員配置が1人減りますが、これまで同様手厚いサービスを提供し、他事業所のモデルとなるように務めていくとともに、保育所等訪問支援事業を活用し、教育機関へ利用児童に対する集団適応や関わり方へのアドバイスを通じた支援も継続していきます。

「生活介護事業所なごみ工房」

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者の自立と社会参加を図ることを目的とし、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

(2) 方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。

第2章 施設の概要

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 名称 | 生活介護事業所 なごみ工房 |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町大寒2 1 4 9-1 |
| ③ 利用定員 | 生活介護事業 10名 |
| ④ 運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ⑤ 管理者 | 秋月 正博 |
| ⑥ サービス管理責任者 | 橋本 友紀 |
| ⑦ 対象者 | 発達障がい者及び精神障害者・知的障害者 |
| ⑧ 設備の概要 | 厨房、更衣・休憩室、事務室、作業室、トイレ |

第3章 事業の概要

(1) 作業の種類

生産活動

- ・アルミ缶潰し
- ・ピザ作り
- ・和紙作り（牛乳パックカット、フィルムはがし、紙すき、ポチ袋組み立て）

美術活動

- ・絵画制作
- ・アイロンビーズ作品制作
- ・モザイク作品制作
- ・織物

(2) 活動日

月曜日から金曜日（但し、土、日、祝日も活動する場合もある。）

(3) 日課

9：00	通所・更衣（朝の会・ラジオ体操）
10：00	活動開始（生産活動）※1時間ごとに10分休憩をはさむ
12：00	昼食・休憩
13：00	活動開始（生産活動・余暇活動）
15：00	帰りの会
16：00	活動終了後、帰宅

(4) 工賃

利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供し、そこから得た事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。また、商品の売上げに応じて毎年9月と3月に特別賞与を支払う。

(5) 事業内容

- ① 利用者の能力、置かれた環境や日常生活全般の状況等を通して、利用者の希望する活動及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう個別支援計画を作成する。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。
- ③ 利用者の特性や能力、希望する活動の状況に応じて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。

第4章 職員の体制

管理者	1名（常勤・専従）
サービス管理責任者	1名（常勤・専従）
生活支援員	2名（常勤・専従）
生活支援員	5名（非常勤・兼務）
看護師	1名（常勤・専従）
嘱託医	1名（非常勤・兼務）
合計	11名

第5章 防災

- 1、避難訓練は年2回行う。
- 2、避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
- 3、消防設備の点検委託を年1回以上行う。

第6章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。

「こども発達・才能支援センターなごみ」

第1章 運営理念

(1) 目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、地域における発達支援の拠点となるための相談支援や、1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、それぞれが持っている才能支援の推進に努める

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 施設の名称 | こども発達・才能支援センター なごみ |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町大寒 2149 番地 1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 施設長 | 秋月 正博 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 秋月 正博 |
| ⑥ 定員 | 10名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 平成13年10月1日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週6日(月、火、水、木、金、土) |
| ⑨ 職員 | 施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士 |
| ⑩ 設備の概要 | 遊戯室、指導訓練室、医務室、相談室、静養室等 |

第3章 事業の概要

- (1) 対象児童 大分県内の、通園による指導になじむ障がいのある幼児及び適当と認められる20歳未満の学齢児とする
- (2) 利用料 障害児通所給付費
- (3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する

(5) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(6) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 日課

- ① 午後Aコース 14:00～17:00 (月曜日～金曜日)
- ② 午前Bコース 9:30～11:30 (土曜日午前)
- ③ 午後Cコース 14:00～16:00 (土曜日午後)

(利用者のニーズや特別な事由により、日課時間以外の受け入れを行う場合があります)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 14:00	登園	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
② 9:30	自由遊び・個別学習	
③ 14:00		
① 16:00	お集まり	工作や調理などといった技能的な課題状況や、SSTプログラムを通して社会的な適応力を育てます。
② 11:00	集団活動・親子遊び	
③ 15:00	粗大運動・芸術活動	
	工作活動・制作活動 調理実習・課外活動 リラクゼーション 専門活動	

① 16:45	おやつ 準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルールに 応じることや、片付け、準備などといった 整理意識を育てます。
② 11:15		
③ 15:45		
① 17:00	降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確 認をすることで、自己意識や先の見通しを 得る力を育みます。
② 11:30		
③ 16:00		

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽活動：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リハビリテーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎モラルコーチング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。
- ◎リソナルスキルトレーニング：電車乗車やお買い物、調理など生活に側したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合いの中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(7) 年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

(8) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なごみだより（新聞）を通して、継続的になごみ園の事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、幼児期には他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場を柱にした支援を行う。また、定期的に動作法の専門家に来園していただき、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールの仕方を学ぶ場を設けたり、就園前の児童については、保育園や幼稚園との交流を行うことで就園準備支援をする。

(10) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

施設長・児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
保育士	4名（常勤・専従）
保育士	1名（非常勤・兼務）
児童指導員	2名（非常勤・兼務）
	合計8名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じて児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

令和3年度大分県発達障がい者支援センター事業計画

大分県発達障がい者支援センターECOALは、平成17年から大分県の委託を受けて県内の発達障がいに関する支援の中心として、各種支援体制を作ってきました。平成18年度からは、「大分県発達障がい者支援専門員養成研修（以下「SV研修」と称す）」を開始し、各地域にキーパーソンとなる専門家を養成し、現在は修了された方が310名となっています。

また、大分県では、平成21年から、SV研修を修了された専門員の方々が有志で大分県発達障がい者支援専門員の会（以下「SVの会」と称す）を立ち上げ、各圏域にて相談活動や研修、事例検討などを通して日々発達障がい児・者のためにご活躍頂いています。現在はイコールでSVの会事務局もすることでSVのバックアップとネットワークの構築に務めています。さらに、令和元年度から「大分県発達障がい者支援専門員等派遣事業」を担うことで、困りを抱えている保育園や幼稚園や子ども園、学校、福祉施設などに対してSVやペアレントメンターを最大限活用しながら早期支援に務めているところです。

このように関係諸機関の専門性向上や連携を充実させるネットワークを構築させていくことが発達障がい支援を通じた地域支援にもつながっていくものと捉えており、当事者の会や親の会、ペアレントメンターやSVの会、大分県保育連合会が事務局となる保育コーディネーターの会などとも連携できる体制をすすめるようにしています。

早期支援に関してはいろいろな施策がされている一方で、成人期の相談は増加傾向にあります。毎年、不登校や引きこもりなどの相談が多く寄せられていますが、最近では夫婦間の相談なども増えてきており、「大人の発達障がい」「カサンドラ症候群」などの言葉が聞かれるようになってきました。昨年度は特にコロナ禍もあり、不安が高まって生活に支障をきたした方や、コロナ禍で家族間の問題が明るみになったというような相談が見られるようになりました。これまでと生活様式が変わり、環境が変化したことで、不安やストレスがたまりやすくなっていると考えられ、これまで以上に安心感をもっていただく支援を心掛けたいと思います。

第1章 運営理念

(1) 目的

発達障害者支援法に定める発達障がい児・者が地域で安心して暮らすことを目的に、本人やその他の家族等への相談・発達支援・就労支援を行うとともに、関係者等への普及・啓発及び関係機関との連携を図ることで発達障がい児・者に対する総合的な支援体制の整備を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 運営方針

① 総合的な相談支援と支援体制の整備

発達障がい者や家族、支援者等からの多様な相談に応じるとともに、関係諸機関との連携を深めることにより、発達障がい児者が地域生活をおくるために適切なサービスの利用や社会資源の活用を促すことで、安心して暮らすことのできる体制づくりを目指す。

② 専門的支援の実施

関係諸機関が発達障がい者の発達段階やニーズに基づいた支援プログラムを提供できるよう、アセスメント情報や支援モデルの開発と実施に取り組む。

③ 普及啓発活動及び、人材育成

発達障がい者及び家族、医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の業務に携わる者や関係諸機関、民間団体、ボランティアに従事する者から一般市民に対して、発達障がいの理解を促す普及啓発を行うとともに、発達障がい者の地域生活支援の軸となる人材を育成する。

④ 地域支援ネットワークの構築

発達障がい者支援センター連絡協議会や、自閉症協会をはじめとする親の会、発達障がい者支援専門員の会、保育コーディネーターの会などの関係諸機関及び民間団体との連携を深め、地域におけるさまざまな社会資源との調整や支援ネットワークの構築を目指す。

(3) 運営方法

- ① 実際の事例やモデルをもとにして、ライフステージを通じた情報提供を行う。
- ② 医療・保健・教育・福祉・労働機関などと連携し、「発達支援ファイル」や「発達支援登録証」等を通して個々の特性に応じた配慮や環境調整を求める。また、当事者や保護者などの不安や困りに対するフォローが地域で保障される体制づくりを推進するために、各関係機関や発達障がい者支援専門員と連携する。
- ③ 青年・成人期の当事者交流会を中心にして、余暇や自己理解をすすめる支援を行うとともに、本人や保護者の希望に応じて、一般就労や福祉的就労をする企業や事業所等にも訪問して周囲の理解や配慮を求める。
- ④ 発達障がい者支援専門員養成研修の事務局となり、初・中・上級の3ヵ年計画でゼネラリストとしての視点を有する専門性を養成するとともに、研修を修了した発達障がい者支援専門員を各機関に派遣する。
- ⑤ センターが開催・共催する講演会や研修会の他にも、必要に応じて各関係機関に講師の派遣を行う。
- ⑥ 発達障害者支援センター全国連絡協議会や発達障害情報センターなどと情報交換を行う。

- ⑦ 県民や関係機関に対してHPやパンフレット「発達障がいってなんだろう」を配布し、情報提供をする。また、希望に応じて配布を行う「発達支援ファイル」と診断や心理判定結果などをもとに交付する「発達支援登録証」の活用を提案し、地域での発達障がいの特性に応じた理解や配慮を促す。
- ⑧ 大分県発達障がい者支援体制整備基本方針に加え、日々、寄せられる相談をふまえて発達障がい者の支援体制の整備を考察するとともに、大分県自閉症協会をはじめとする親の会等と連携しながらニーズを把握し、関係機関に対して情報提供や連絡調整を行うことで支援体制の充実を目指す。

第2章 事業の概要

(1) 発達障がい児・者及びその家族等に対する相談支援

①相談支援の内容

発達障がい児・者に関する育児、生活、療育、保育、教育、行動課題等における相談支援を行う。

②相談支援の方法

来所又は電話の他、インターネット・メール・FAX等の情報通信機器を通して行う（予約制とし、1回につき1時間程度を基本とする）

③相談支援の件数

来所、訪問、電話など合わせて1800件（月平均約150回）程度を行う。

(2) 発達障がい児・者及びその家族等に対する発達支援

①発達支援の内容

発達障がい児・者へのカウンセリングや自己理解をすすめる支援を行うとともに、「発達支援ファイル」の配布や「発達支援登録証」の交付を行うことで、個別支援計画作成の後押しを行う。

②発達支援の方法

直接支援においては、主に当事者による交流会を開催して行う。特に、余暇の開発・充実に向けた支援も行う。

「発達支援ファイル」は、希望者にHPや関係機関を介して配布する。

「発達支援登録証」は、診断や心理判定に基づいて、該当者のみに交付する。

③発達支援の件数

当事者の集い12回（月1）10人（登録20人）×12回＝120人（延べ数）

余暇開発・充実支援24回（月2）5人×24回＝120人（延べ人数）

発達支援ファイルの配布 36冊（月平均3冊）

発達支援登録証の発行 36回（月平均3人）

(3) 発達障がい者に対する就労支援

①就労支援の内容

就労を希望する発達障がい者への相談支援を行う。

②就労支援の方法

対象者からの希望に応じて就労機関の紹介、当事者の集いを開催するなど、就労の継続に必要なアドバイスを行うとともに、雇用側に障害特性や就業適性の説明ができるキーパーソンを養成することで、作業工程や環境調整への配慮を深める。

③支援の件数

当事者の集い6回(隔月) 15人(登録50名) × 6回 = 90人(延べ数)
相談支援 140人(新規70、継続70) × 3回 = 420件

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及・啓発及び研修

①講演会 年1回 参加者200名

発達障がい児・者の家族や支援に関わる者を対象として、障がいの理解を深めるために第一線で活躍している療育指導者や学者等を招いて開催する。

②大分県発達障がい者支援専門員養成研修 通年(106回)

医療、保健、教育、福祉、労働の各分野において、発達障がい児・者のライフステージを見通した相談や支援を行う専門家(スーパーバイザー)を養成する。

上級 37日(保護者会31日+事例検討6日+講義1日)、参加者30名

中級 52日(実習50日+講義2日)、参加者 30名

初級 17日(視察14日+講義3日)、参加者 30名

合計 106日

③「発達支援ファイル」の作成や、「発達支援登録証」の発行を通して、発達障がいの特性について普及・啓発をすすめると共に、個々の配慮点などについて関係機関同士で情報の共有化を図る。

④ 発達支援ガイドや自閉症支援マニュアルなどの冊子以外にも、ホームページ等を通して発達障がいの特性や大分県の発達支援情報などを提供する。

⑤ 関係機関(保育・教育・福祉・医療・労働・司法等)からの要請に応じて、発達障がい児・者の特性や配慮点・支援方法などについての講師派遣を年間50件ほど実施する。

⑥ 大分県発達障がい者支援専門員の会の事務局を務め、共同主催による研修を開催する。

⑦ 大分県発達障がい研究会事務局を務め、発達障がいの研修会を開催する。

⑧ パンフレット「発達障がいってなんだろう?」「育てにくさ、関わりのむずかしさで悩んでいませんか?」を関係機関に配布し、普及・啓発に努める。

(5) 関係機関等との連携

①大分県発達障がい者支援センター連絡協議会 年3回

医療、保健、教育、行政、福祉、労働、親の会等の代表者による連絡会議を行い、大分県発達障がい者支援センターの事業計画・事業内容・実施の状況等を報告・周知するとともに、関係機関からの情報・要望等を出し合い、県内の発達障がいに関する支援について検討する。

②個別支援・調整会議 年36回程度（月平均3回）

個別の事例を検討する会議や、県や市町村での支援体制に関する検討会議に参加し、関係機関と情報交換を行うことで市町村における支援体制の充実を図る。

③ 機関コンサルテーション 年36回程度（月平均3回）

関係諸機関における事例検討会や個別支援計画の作成等に協力して助言やスーパーバイスを行うとともに、各圏域の関係機関と連携しながら支援ネットワークの構築を推進する拠点を定める。また、大分県自閉症協会の年少部会や青年部会、高機能・アスペルガー部会において行われる保護者会の定例会等に参加し、情報提供を行う。

④ 大分県発達障がい者支援専門員及びペアレントメンター派遣（年間200回）

大分県発達障がい者支援専門員を保育園や幼稚園、学校、施設等に派遣し、スーパーバイズを行ったり、研修講師を行い、地域での支援力を高める。ペアレントメンターは、親の会や市町村などで行われる親子教室や健診、茶話会などに派遣し、親支援を行う。

第3章 職員の体制

センター長	1名
相談支援担当	1名
発達支援担当	1名
就労支援担当	1名
地域支援マネージャー	1名
S V派遣事務	非常勤1名
合計	常勤5名非常勤1名

第4章 職員の研修・育成について

(1) 目的

発達障がい者支援センター運営事業実施要綱にもある通り、職員の相談、支援等における知識や技術の向上を目指す。

(2) 参加内容

発達障がい者支援センター全国連絡協議会
発達障がい者支援センター九州ブロック会議
発達障がい者支援センター職員研修会
自閉症スペクトラム学会
九州自閉症研究協議会
大分県発達障がい研究会
発達障害支援スーパーバイザー養成研修
TEACCH 研究会
ゲイズファインダーオペレーター研修

令和3年度 ホームヘルプサービスセンター らすかる事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

日常生活を営む際に支援を必要とする障がい児・者の家庭等にホームヘルプを派遣して適切な居宅介護等のサービスを提供することにより、障がい児・者の生活の安定や自立、社会参加を促進することを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① 人権と主体性を尊重し、豊かな地域生活を支援する。
- ② 親切・丁寧をモットーに個別のニーズに応じたサービスを提供する。
- ③ プロとしての自覚に基づいて、専門性と援助技術の向上を目指す。

(3) 基本方針

障がいを持った方々の地域での生活がより豊かになることを目指し、個々の特性に応じて必要な支援をしていく。利用者や保護者のニーズに応じて余暇活動（公共交通機関の利用や大型商業施設の利用など）の展開を計画し、より満足できるサービスを提供していく。

昨年度も多くの利用者から利用回数・時間の増加などのニーズや新規利用の問い合わせがあり、現在の体制では十分に対応できていない状況にある。そのため、登録ヘルパーの確保に努めていきたいと考えている。

また、当法人の基本的理念の理解や専門性の向上などを目的としたヘルパー研修会や各種講演会などを通して、支援技術の向上させ、質の高いサービス提供を目指していきたい。

さらに、利用者のニーズや実態に応じて、各関係機関（なごみ園、大分なごみ園、支援センター、めぶき園、どんこの里）とも連携をとりながら、ライフステージを通じて地域福祉・在宅福祉の支援を充実させていく方針である。

第2章 拠点施設の概要

- (1) 施設の名称 ホームヘルプサービスセンター らすかる
- (2) 所在地 大分県豊後大野市犬飼町下津尾4355番地10
- (3) 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- (4) 所長 五十嵐 康郎
- (5) 定員 定員制限なし
- (6) 事業開始年月日 平成17年6月1日
- (7) 実施予定日数 週7日（月、火、水、木、金、土、日）
- (8) 実施地域 実施地域は、豊後大野市・大分市・臼杵市・竹田市・別府市・佐伯市の区域を基本とする県下全域である。
- (9) 職員 介護福祉士、ヘルパー、看護師等
- (10) 設備の概要 障害者支援施設めぶき園内

第3章 事業の概要

- (1) 対象者 市町村にて介護給付の認定を受けられた方（受給者証取得）
- (2) 利用料 介護給付の一割
- (3) 提供するサービスの内容
 - ①身体介護（身体の介護に関すること）

入浴・排泄・食事・衣服着脱の介護、身体の清拭、洗髪、通院等の介助その他必要な身体の介護
 - ②家事援助（家事に関すること）

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事
 - ③行動援護（行動障害の援護に関すること）

行動が困難で常に介助が必要な人に、行動する時に危険を回避するために必要な介助や外出時の移動の補助に関すること
 - ④移動支援
外出時における移動の介護等、外出時の付き添いに関すること
 - ⑤乗降の介助に関すること
 - ⑥相談、助言指導に関すること
生活や介護に関する相談、その他必要な相談、助言指導
- (4) 居宅介護計画（個別支援計画）の作成
障がい児・者及びその家族等のニーズや障がい特性に基づいて、アセスメントをとり、居宅介護計画（個別支援計画）を作成する。支援目標や方向性、具体的内容を明確にして、利用者の特性に応じて支援を実施するとともに、その実施状況や評価についても保護者へ報告する。また、ヘルパー研修会や個別支援会議で個別支援計画の見直しも図り、より良い支援を提供していく。
- (5) 緊急時等における対応方法
居宅介護の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- (6) 苦情解決
提供した居宅介護に関する利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者兼サービス提供者	1名（後藤）
サービス提供責任者	1名（遠本）
サービス提供者	3名（登録ヘルパー）
	18名（めぶき園兼務）
	2名（なごみ園）
	4名（どんこの里兼務）
	<u>合計29名（サービス提供者）</u>

第5章 職員の研修・育成について

サービス提供時における適切な支援技術や知識の向上を図るため、定期的にヘルパー研修会を開催し、法人内外の研修や講演会などへの参加をする。行動援護の資格要件を満たす「強度行動障がい行動援護従業者養成研修」も必要に応じて受講する。

指定共同生活援助事業 グループホームかわしま

事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者が地域において共同生活をしながら自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介助、相談、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

(2) 運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ細やかな共同生活援助サービスを提供し、快適な生活の場を目指します。

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定共同生活援助（介護サービス包括型） |
| (2) 事業所の名称 | 共同生活援助事業 グループホームかわしま |
| (3) 事業所の所在地 | (A・B棟)大分県豊後大野市犬飼町下津尾 3709 番地 10
(戸次棟) 大分県大分市中戸次 4452 番地 1 |
| (4) 管理者 | 近藤 暢秀 |
| (5) サービス管理責任者 | 近藤 暢秀 |
| (6) サービスの実施地域 | 豊後大野市、大分市、臼杵市
その他の地域でもサービスを実施する場合もある。 |
| (7) 主たる対象者 | 知的障害者 |
| (8) 定員 | 17名（A棟:7名、B棟:7名、戸次棟:3名） |
| (9) 開設年月日 | 平成22年1月1日 |
| (10) 主な設備 | (A・B棟) 居室15室（全室個室）、食堂、浴室2ヶ所
便所4ヶ所、洗面所4ヶ所、事務室（宿直室）
(戸次棟) 居室3室（全室個室、洗面所付）、食堂
浴室2ヶ所、便所3ヶ所、事務室、談話室 |

第3章 事業の概要

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

- | | |
|------------|---|
| ①相談及び援助 | 利用者及びその家族等が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |
| ②食事 | 栄養計算と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。) |
| ③排泄 | 排泄に関する援助を行います。 |
| ④入浴 | 入浴に関する援助を行います。 |
| ⑤着替え・整容等 | 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。
利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。季節による衣替え、整理、整頓。 |
| ⑥活動支援 | 地域行事への参加促進。
地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。 |
| ⑦健康管理 | 日中活動場所において、診察日を設けて健康管理に努めます。常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。) |
| ⑧入院等に関する支援 | 希望によっては、職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行うことができます。ただし、入院時支援加算の算定内とします。 |

(2) 個別支援計画

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。個別支援計画の内容について利用者とその家族等に対し説明し、文書により同意を求めます。

(3) 日課

7:00	起床・検温 清掃（居室・廊下・トイレ等）
8:00	朝食・歯磨き
8:40	出勤（リファイン大分・どんこの里いぬかい・なごみ園）
12:00	昼食・休憩
13:00	仕事・活動
15:30	帰宅（どんこの里いぬかい・なごみ園の利用者） 散歩(30分程度)・おやつ
16:00	入浴・洗濯
17:10	帰宅（リファイン大分の利用者） おやつ・入浴・洗濯
18:00	夕食・歯磨き 余暇活動（外食・買い物・コーヒータイム・おやつ等）
20:00	学習（実習日誌・日記の記入等） 自宅への電話
22:00	就床

※月～金曜日は上記の流れ。

※土～日曜日はグループホームで過ごす為、活動はなし。

※月2回、夜間レク(買い物・食事)を実施。

※随時、お誕生日会やお楽しみ会を実施。

(4) 支援内容

- ①日中活動 日中はリファイン大分・どんこの里いぬかい・なごみ園に出勤して活動を行う。全て公用車で送迎を行う。
- ②食 事 朝食と夕食の全ての食事をグループホームかわしまで調理して食べる。少人数の特徴を生かしたメニューも取り入れ、家庭的な雰囲気のある食事を心掛け、食事をより楽しいものにする。昼食はそれぞれの活動場所で食べる。土曜と日曜も全ての食事をグループホームかわしまで食べる。随時、外食も実施する。
- ③入 浴 毎日グループホームかわしまで入浴を行う。男性はA棟、女性はB棟の浴室を使用。戸次棟の利用者は戸次棟の浴室を使用。毎日男性、女性それぞれ担当の職員が対応し、入浴介助を行う。

④洗濯 A棟・B棟・戸次棟にそれぞれ洗濯機を設置し、入浴後に各自で洗濯を行う。室内外どちらとも洗濯物を干すことが可能。冬の衣類が乾きにくい時期は、大型乾燥機を使用する。

⑤余暇活動 グループホームかわしまでの生活をより楽しく充実したものにしていいため、余暇活動にはこれまで以上に力を入れている。夜間レク（カラオケレク・買い物レク・外食レクを月1回ずつグループごとに実施）、コーヒータイム(毎週金曜日)、夜のおやつ(月～金曜日)はこれまで通り実施。その他、ビデオ鑑賞やカラオケ等、利用者のリクエストに応じて実施する。

⑥役割分担 トイレ、浴室、洗面所、廊下掃除などは、役割分担を決めて利用者に責任を持って取り組んでもらっている。食事の準備や片付けは職員が行うが、積極的に手伝いをしてもらい、日常生活に必要な技術を身につけてもらう。

⑦職員配置 以下の職員を配置している。

	A・B棟	戸次棟
食事担当	5名(交代勤務)	
環境整備担当	1名	
入浴支援	男女各1名	1名
宿直担当	1名	1名
遅番	1名	

⑧地域交流 河島地区(自治会)の行事や集会、清掃日等には職員が必ず出席し、班長といった役割も責任を持って果たしていく。可能な限り、積極的に近隣住民の方々や地域との交流を図っていく。

- ・毎年10月の第三土曜日と日曜日に開催される天満社秋季大祭という地区(天神町)の大きなお祭りがあり、開設以来、毎年利用者、職員がそれぞれ数名参加し、地域の方と山車を押し回したりして、地域住民の方々との交流を図っている。
- ・毎年7月の第一日曜日の天神町大掃除には職員が草刈り機を持ち込んで参加。定期的に当番が回ってくるゴミ出し場の清掃(1週間)も対応する。
- ・毎年行われる天神町自治区総会は必ず出席し、総会後の懇談会にも参加し交流を図る。

【グループホームかわしま】

年間防火管理業務実施計画表				
月	行事	消防訓練	自主点検	消防設備点検
4			建築物・ 火気使用設備点検	
5			”	
6			”	
7			”	
8		避難訓練(夜間)	”	
9			”	
10			”	
11	秋の全国火災予防運動		”	
12			”	
1			”	
2			”	外観・ 機能総合点検
3	春の全国火災予防運動	避難訓練(夜間)	”	

(1) 避難訓練について

通報連絡・消火活動・避難誘導の基本3項に基づいて行い、毎回テーマを持って行う。また、事前連絡なしで行う場合もある。

(2) 緊急連絡網について

どんこの里いぬかい・グループホームかわしま緊急連絡網に基づいて行う。

(3) 避難訓練について

①宿直者は、非常ベルが鳴ったら火災受信機で出火場所を確認し、出火状況を見に行く。その後、利用者の避難状況を確認し、指示を出しながら迅速に避難誘導を行う。避難の際に名簿と拡声器、救急箱を持ち出す。

②宿直者は素早く点呼をとり、人員把握をした後、防火管理者に報告する。その後は、利用者の動向を見守る。

指定障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい

事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者に福祉的就労の場を提供するとともに、一般就労に向けての支援によって、自立と社会参加を図ることを目的とする。また、生きがいとしての生産活動や余暇的、文化的活動を提供する。

(2) 方針

- ① 人権と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立って支援する。
- ② 自立した日常生活及び社会生活を営めるように支援する。
- ③ 安心感と信頼関係に基づき、チームワークによる支援を行う。
- ④ 就労に必要な知識及び技術の向上に努めるとともに、可能な限り一般就労に向けて支援する。
- ⑤ 地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携に努める。

第2章 施設の概要

① 名	称	指定障害福祉サービス事業所 どんこの里いぬかい
② 所 在 地		大分県豊後大野市犬飼町久原1863番地の8
③ 利 用 定 員		就労継続支援A型10名、生活介護20名
④ 運 営 主 体		社会福祉法人 萌葱の郷
⑤ 管 理 者		近藤 暢秀
⑥ サービス管理責任者		工藤 貴志
⑦ 対 象 者		発達障がい者及び精神障害者・知的障害者
⑧ 設 備 の 概 要		厨房、フロア、事務室、販売所、更衣室 作業棟及び作業室、相談室、洗面所、トイレ 他 A型～プレハブ・簡易トイレ・作業場・倉庫

第3章 事業の概要

(1) 作業の種類

<就労継続支援A型>

□畑業務

- ・畑作業に従事し、季節に応じた野菜を栽培する。

<生活介護>

□生産活動

- ・レストラン及び販売所業務
- ・機織り作業等
- ・農作業（なし園・畑）
- ・アルミ缶つぶし作業
- ・外部受注作業（カッター組み立て作業 等）
- ・清掃作業（トイレ清掃、駐車場や敷地内の環境整備、GH清掃 等）

□クラブ活動（ダンス・美術）

□体力向上訓練（スポーツ・散歩）

□その他

- ・月1回、社会適応訓練を実施（外出・買い物学習）
- ・祝日の午後は、買い物学習を実施。

(2) 活動日

月曜日から金曜日（但し、土曜・祝日も活動する場合もある。）

(3) 日課

9:00	通所・更衣（ミーティング・体操）
	活動開始（就労継続支援A型）
10:00	活動開始（生活介護）
12:00	昼食（前半休憩組）
13:00	昼食（後半休憩組） 活動開始（前半休憩組）
14:00	活動開始（後半休憩組）
15:00	活動終了（生活介護）
16:00	活動終了（就労継続支援A型）
	活動終了後、帰宅

(4) 工賃

利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供し、そこから得た事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払う。就労継続支援 A 型の利用者においては、最低賃金を保障する。

(5) 事業内容

- ① 利用者の能力、置かれた環境や日常生活全般の状況等を通して、利用者の希望する作業や就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう個別支援計画を作成する。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じ、必要な助言やその他の支援を行う。
- ③ 利用者の特性や能力、希望する就労の状況に応じて、就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援する。
- ④ 一般就労への支援として、障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所、大分障害者職業センター、大分県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携し、就労に向けての支援や相談等に努めて行く。
- ⑤ 利用者の増加に伴い、新たな作業場所と作業内容等を確立していく。

第4章 職員の体制

管 理 者	1 名 (常勤・兼務)
サービス管理責任者	1 名 (常勤・兼務)
生 活 支 援 員	1 4 名 (常勤) 2 名 (非常勤)
看 護 師	1 名 (常勤)
職 業 指 導 員	1 名 (常勤)

第5章 防災

- 1、避難訓練は年2回行う。
- 2、避難訓練等は、防火管理者が計画して実施する。
- 3、消防設備の点検委託を年1回以上行う。

第6章 職員の研修・育成について

発達支援、就労支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。

令和3年度 戸次なごみ園 事業計画

児童発達支援事業では、発達に不安や心配のある子どもに療育活動を通して支援しています。平成29年5月に開園してから4年が経過しています。地域の保育園や幼稚園、こども園とも連携しながら、子どもの発達支援やそのご家族への相談及び子育て支援を行っています。昨年度の利用児の登録は、2歳10ヶ月から5歳（年長児）までの子ども12名でしたが、現在も利用についての問い合わせがあり、ニーズの多さを感じています。また、幼稚園や小学校、支援学校などへの就園・就学に対して、事前連携支援会議や学校見学をサポートし、スムーズな就園・就学につなげることも取り組んできました。今年度も必要に応じて、就園・就学への取り組みを積極的に行いたいと考えています。

放課後等デイサービスでは、大分支援学校の児童生徒を中心に、広範囲の小学校支援学級の児童を支援しています。昨年度の利用児登録は、45名でした。昨年度は、高校又は支援学校高等部を卒業する利用児はいなかったため、今年度もほぼ同数で取り組んでいきたいと考えています。今後も個々の特性に応じて、季節感のある製作活動やおやつ作り活動、買い物活動など家庭ではできない様々な経験を提供し、成功体験とともに自己実現に向けての支援をしていきたいと思ひます。

保育所等訪問支援事業では、昨年度に引き続き、保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園、こども園、小学校などを訪問し、教員や保育士と情報共有をしながら、子どもたちの集団適応についてサポートし、安心して充実した生活ができるようにしていきたいと考えています。

日々の療育活動では、園庭を活かして、体を動かす活動を多く取り入れ、幼児には、運動機能や体力の向上、学童には、ストレス発散やリフレッシュにつなげることをしていきたいと考えています。また、子どもたち同士のやりとりを見守りながら、必要に応じて職員が気持ちの代弁をしながら仲介し、良好なコミュニケーションが構築されるように支援していきたいと思ひます。

今年度も、日々の支援の振り返りを行い、研鑽し、子どもたちの明るい未来に向けて、人とのつながりや地域での育ちを支え、戸次なごみ園がみんなの心の居場所になれるように努力していきたいと思ひます。

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問（多機能事業）

第1章 運営理念

(1) 目的

利用児が地域で安心して暮らしていくために、合理的配慮に基づいた環境設定の中で、一人ひとりの「特性」や「課題」に応じた発達支援を提供いたします。また、地域における発達支援の拠点となるための相談支援にも努める。

(2) 支援員の心得

- ①コミュニケーション意欲につながる信頼関係と安心感の構築を図る。
- ②発達過程に伴うスキル習得のための準備や工夫をする。
- ③生活の基盤を支える家族への報告や連絡を密にする。
- ④より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさない。
- ⑤他機関との連携を深めることで、利用児を中心として支援ネットワークの形成を目指す。

第2章 施設の概要

- ①施設の名称 戸次なごみ園
 ②所在地 大分県大分市中戸次4454-1
 ③管理者 福田 和彦
 ④児童発達支援管理責任者 福田 和彦(兼務)
 ⑤定員 10名(児童発達支援・放課後等デイサービス、1日を通じて)
 ⑥事業開始年月日 平成29年5月7日
 ⑦実施予定日数 月～金(週5日児発・放デイ)、土(第2・4週放デイ)
 ⑧職員 園長、児童発達支援管理責任者、介護福祉士、保育士
 児童指導員
 ⑨設備の概要 指導訓練室、相談室、事務室、浴室、調理室、便所、玩具室
 園庭

第3章 事業の概要

- (1) 対象児 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児及び生活能力や社会性などの支援が必要と認められる18歳未満の学齢児とする。
 (2) 利用料 障害児通所給付費
 (3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による学校・家庭の送迎も行う。
 (4) 支援方針
 ①発達支援 一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣、対人関係、言語やコミュニケーションなどの力を伸ばす。
 ②才能支援 生き生きと自己表現し、気持ちの交流ができるように支援する。
 ③家庭支援 子育てについての相談や支援会議を通して、こどもへの理解を深め、育ちと暮らしを支える。
 ④地域支援 保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などと連携をとりながら、保育所等訪問支援事業なども活用し、地域での育ちと暮らしを支える。
 ⑤心のケア 気持ちのやりとりで信頼関係を深め、安心感を育み、意欲につなげる。
 (5) 児童発達支援計画書及び放課後等デイサービス支援計画書、保育所等訪問支援計画書の作成
 利用児の特性及びその家族等の希望に基づいて、支援目標や具体的支援内容を明確に表した児童発達支援計画及び放課後等デイサービス支援計画書、保育所等訪問支援計画書を作成し、保護者に説明していく。また、その実施状況を確認しながら、モニタリング(6か月ごと)を通して、評価・改善していく。

(6) 日課

児童発達支援 開園日：月～金

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9 : 3 0	登園 自由遊び (体を動かす活動)	・あいさつ・シール貼り・荷物整理など ・園庭で砂場、遊具、三輪車、ボール遊びなど体を動かす遊びをする。季節に応じて、シャボン玉やプールなどをする。 ・室内では、トランポリンやマルチクッション等の室内遊具で遊ぶ。

		<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の散歩や買い物体験学習 遊びを通して、友だちとのやりとりや遊びのルール、動作技能の習得などを促す。
11:10	お集まり 集団活動・粗大運動 芸術活動・工作活動 調理実習・課外活動 専門活動	<ul style="list-style-type: none"> 朝のあいさつ、歌、名前呼び 絵本、絵カード、音楽（リズム遊び）、サーキット、感覚遊び、シーツブランコ、ゲーム（いすとり）など 季節に応じた創作活動 集団活動を通して、自己表出や社会性の向上を支援するとともに、集団のルールやマナーの習得や準備・片付けなどの整理意識を育むよう支援する。
11:40	昼食 歯磨き 片付け	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ 持参した弁当を個々の能力に応じて、楽しい雰囲気の中で落ち着いて食事ができるよう支援する。保護者と食事の面での打ち合わせをして食育を図る。
	自由遊び (目と手の協応)	<ul style="list-style-type: none"> パズル、プラレール、ママごと、ブロック（大小）、積み木、型はめ、色ぬり、お絵かき、色がみなど手先を使う玩具などを中心に遊ぶ。
13:00 送迎バス 12:45発	降園	<ul style="list-style-type: none"> 今日の活動内容をふりかえり、がんばったことやできたことを確認する。次回の活動内容を確認し、自己意識や先の見通しを得る力を育む。

放課後等デイサービス 開園日：月～金、土（第2・4週）

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
13:30 (下校時間に応じて) (土曜) 9:30 14:00	登園 自由遊び 粗大運動・芸術活動・ 工作活動・制作活動 調理実習・課外活動	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ・出欠表・荷物整理・着替えなど 園庭で砂場、自転車、なわとび、ボール遊び（サッカーやドッジボール）など体を動かす遊びをする。季節に応じて、シャボン玉やプールをする。 室内では、トランポリンやマルチクッション等の室内遊具で遊ぶ。好きな本を読んだり、自由に絵を描いたりする。 遊びを通して、友達とのやりとりや遊びのルール、動作技能の習得などを促す。 友だちや職員との信頼関係を作り、気持ちのリフレッシュをする。 必要に応じて、宿題をする。
16:00	集団活動 おやつ	<ul style="list-style-type: none"> 活動を通して、自己表出や友だちと良好なコミュニケーションや社会性を身につける

(土曜) 10:30 15:00		よう支援する。また、集団のルールやマナーの習得や準備・片付けなどの整理意識も育む。 ・園外活動では、周辺の散歩や公園遊び、おやつのお買い物、地域のお祭りに参加する。 ・おやつ作りなどの調理活動をする。 ・季節に応じた制作活動をする。 ・公共交通機関利用の体験をする。
17:00 (土曜) 11:30 16:00	降園	・今日の活動内容を振り返り、がんばったことやできたことを評価し、次回の活動内容を確認する。自己意識や先の見通しを得る力を育む。

〈内容〉

- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。(トランポリン・マルチクッション・自転車・三輪車等)
- ◎音楽活動：音楽活動を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育てる。(歌、ダンス、楽器遊び等)
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく(工作・粘土等)。
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通して、季節感や創作意欲を獲得していく(こいのぼり、クリスマスツリー、書初め、ひなかざり等)。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる。(ホットケーキ・やきそば等)
- ◎課外活動：公共の場の参加を通して、社会的なルールの気づきを促す。(地域のお祭り・公共施設や交通機関の利用等)
- ◎リレーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する(音楽療法や動作法などを検討中)。
- ◎母子通園：母親と子ども(幼児)と一緒に来園する母子通園を必要に応じて行う。臨床心理士の指導を通して、子どもとの関わり方の指導や母親のメンタルケア、スタッフを媒介とした母子関係の調整、母親同士の関係作りの構築等を支援する。
- ◎リスキルトレーニング：発達に応じて、電車などの公共機関や買い物、調理など生活の流れに沿った必要なスキルが身につくよう支援する。また、保護者の希望も踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

保育所等訪問支援 営業日：月～金

保護者のニーズにより、保育所等を訪問支援員が訪問し、利用児に対して、他の児童との集団生活への対応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う。

(7) 行事

月	行事名
9月	梨狩り親子遠足、保護者会
12月	クリスマス会、保護者会
3月	おもいで会、保護者会

上記以外では、児童発達支援と放課後等デイサービスで、実態に応じて季節を感じる活動を取り入れていく。

(8) 情報の開示

インターネットのホームページや広報誌（戸次なごみ便り）を通して、定期的に活動内容やこどもの様子などを掲載して情報開示していく。

また、事業内容や支援内容、要望などに関するアンケート（保護者による自己評価表）を年1回行う。集計をホームページに掲載し、必要な修正や改善に取り組みながら支援の質を高めていく。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に支援できるように努める。幼児期には、他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。必要に応じて、臨床心理士による相談支援の段取りを行い、保護者支援に取り組む。

保育所等訪問支援を通して、保育園や幼稚園、小学校、支援学校等と情報共有や共通理解をし、子どもたちの生活をサポートしていく。また、就園や就学前の幼児についても、幼稚園や保育園と連携・サポートし、安定した生活を。

(10) 地域交流

地域の保育園や幼稚園などの関係機関と交流機会を設け、多くの人たちとの触れ合い、人との関わりについてサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

福祉サービス提供時に、事故や怪我などの緊急事態等が生じた場合、事故マニュアルに沿って必要な措置を講じ、管理者や保護者へ報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用児やその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制について

管理者	1名
児童発達支援管理責任者（管理者兼務）	1名（常勤・専従）

保育士	3名 (常勤・専従)
保育士	1名 (非常勤・専従)
児童支援員	1名 (非常勤・専従)
	<u>合計 6名</u>

第5章 職員の研修・育成について

発達支援や療育、相談等における適切な技術や知識の向上を図る研修や人材育成の視点から法人内外の研修会への参加をしていく。また、強度行動障害支援者養成研修等の事業運営上に必要な研修会への参加にも取り組む。

相談支援事業所 プラス 事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者がその有する能力及び適性、本人の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、障害者総合支援法に基づく相談支援サービスを適切に提供することを目的とする。また、当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業所等その他の者との連絡及び調整、その他の便宜を供与する。

(2) 運営方針

1. 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個々のニーズに配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者（以下「利用者等」）の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 相談支援事業所の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4. 相談支援事業の運営に当たっては、市町村や障害福祉サービス事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善や開発に努める。
5. 相談支援事業所は、利用者等の意向を踏まえて、自立した生活及び社会生活を実現できるように行う。
6. 相談支援事業所は、自らその提供する指定相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第2章 事業所の概要

(1) 事業の種類

- 豊後大野市委託障害者相談支援事業
- 指定特定相談支援事業
 - ・計画相談支援
 - ・障害児相談支援
- 一般相談支援事業
 - ・地域移行支援
 - ・地域定着支援

(2) 事業所の名称

相談支援事業所 プラス

(3) 事業所の所在地	大分県豊後大野市犬飼町下津尾 4355 番地 10
(4) 管 理 者	野上 悦生
(5) 主たる対象者	特定なし
(6) 利 用 日 時	月曜日から土曜日（9時～17時） ※祝祭日、年末年始を除く
(7) 事業実施地域	大分県内全域

第3章 職員の体制

管 理 者	1名（常勤・相談支援専門員を兼ねる）
相談支援専門員	1名（常勤）

第4章 事業の内容

相談支援専門員は、利用者等から利用者本人の生活全般に係る相談に応じ、情報提供、利用者等の意向を勘案した上で基本相談、サービス等利用計画を作成する。また、関連する業務の実施、事業者等との連絡及び調整を行う。

○総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談

- ・日常生活における悩みや不安、困ったことについての相談を受け付け、一緒に話し合いながら考え、具体的な解決に努める。

○障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

- ・様々な障害福祉サービスの障害と利用に伴う申請手続き等の支援を行う。
- ・社会資源の活用や福祉に関する情報を提供する。

○サービス等利用計画の作成、作成後の便宜の供与、変更の対応

- ・必要に応じてサービス等利用計画を作成し、支援する。
- ・利用者のニーズに沿って、障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるようサービスの調整を行う。

○障害者支援施設等への紹介

- ・日中活動を行う福祉関係の事業所や各種専門機関等の紹介を行う。
- ・必要な関係機関（保健、医療、教育、就労等）との連絡及び調整を行い、関係機関との支援チームで利用者の支援にあたる。

第5章 苦情の解決

利用者等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第6章 人権・プライバシーに関すること

利用者等からご提供いただいた個人情報、利用者等の同意なく上記に明示する目的以外に利用することはない。必ず利用者等の同意を得た上で、これらを行うこととする。

令和3年度 豊後大野子育て総合支援センター

いぬかいこども園 事業計画

当園は平成24年度より当法人が民間移管を受けて引き継ぎ、その後、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度に伴って幼保連携型認定こども園に移行しました。

平成30年度には1号定員を15名に増やし利用希望のニーズに応じてきました。現在も保育士確保に努め、定員75名のところ84名の園児を受け入れて事業運営をしています。

また、地域の子育て支援を総合的に行う「豊後大野子育て総合支援センター」として、幼保連携型認定こども園、子育て支援センター、児童発達支援センター、相談支援事業所を同一敷地内で実施する、全国に先駆けた子育て支援モデル体制を構築しています。

毎日の教育保育業務では、総合支援センターとして社会的に支援の必要性が高い子どもや家族を含めたすべての子どもに向けた支援を協働して行うことで、人権意識を高め質の高い教育・保育、療育を行い、一人ひとりの発達と合理的配慮に即した丁寧な関わりができる専門性を磨いていきたいと考えています。

運営面では幼児教育の無償化等、国からの少子化対策を市としても推進している状況ですが、市の少子化は年々進み今まで以上に利用園児の確保が厳しい状況です。このような中でも、豊後大野子育て総合支援センターとして一体的に行えることで、利用児童や保護者のみならず、職員の働きやすさにもつながり、保育士不足といった課題もないまま順調な運営ができています。さらに、子育てに悩みのある保護者を中心にした、ペアレントプログラム事業を大分県から委託を受けて実施してまいりました。多くの保護者が子育てを楽しめる関わり方や環境作りを目指し、今年度も継続して取り組んでいきたいと考えています。

また、地域や学校等との連携においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に基づいて連携を深めていき、多様性のある利用児童の発達支援についても、豊後大野市子育て世代包括支援センターや保育コーディネーター等と地域の子育て支援の更なる充実に努めてまいりたいと考えています。

第一章 施設運営

(1) 理念と方針

子ども達の発達と職員の働きがいを最大限保障する施設を目指します。

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りのもてる施設を目指します

(2) 実施事業内容

1. 教育保育事業(1号) 月～金(9:00～13:00)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 2. 教育保育事業(2-3号) | 月～土(7:00～18:00) |
| 3. 特別保育事業 | 月～土(7:00～18:00) |
| 4. 延長保育事業 | 月～土(18:00～19:00) |
| 5. 一時保育事業 | 月～金(9:00～17:00) |
| 6. あずかり保育事業 | 月～金(14:00～18:00) |
| 7. 子育て支援センター事業 | 月～金(9:00～14:00) |

(3) 児童の処遇

1. クラス編成(利用定員数)

クラス名	年齢	保育教諭	保育2-3号	教育1号
めばえ	0歳	3	9	—
つぼみ	1歳	2	10	—
つくし	2歳	2	10	—
たんぽぽ	3歳	1	10	5
すみれ	4歳	1	10	5
さくら	5歳	1	11	5
合計		10	60	15

2. 事業編成(予定:4月1日)

事業名	保育教諭(非常勤)	その他の職員数
園長	0	1
副園長	1	0
主幹保育教諭	1	0
保育教諭	13(3)	0
加配・特別教育保育	0(1)	0
一時保育	0(1)	0
延長保育	0(在職員で行う)	0
子育て支援センター	1(2)	0
看護師	0	1
栄養士	0	1
調理員	0	1(2)
運転手	0	1
合計	16(7)	5(2)

3. 休園日

本園の休園日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 土曜日(1号認定の幼児のみ)
- ③ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

- ④ 長期休業(1号認定の幼児のみ)
 夏季:8月1日から8月31日 冬季:12月27日から1月3日
 学年末:卒園式から3月31日 学年始:4月1日から入園式
- ⑤ その他園長が認めた日

4. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差(個性)を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

養護と健康管理

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

5. 年間保健行事

保健行事	対象年齢
内科健診	全園児(年2回)
細菌検査	全園児(年1回)
身体測定	全園児(毎月)
歯科健診	全園児(年2回)

6. 理念と目標

①教育保育理念

子ども一人一人をかけがいのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重し合える」人権意識を育む。

②教育保育目標

- 明るく伸び伸びした子ども
- 喜んで話し喜んで聞く子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- 心豊かで工夫する子ども
- よく見よく考える子ども

7. 7つの教育保育方針

- ① 家庭や関係機関と連絡をとりあい、安心感を育てます。
- ② よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な体を育てます。
- ③ のびのびと成長・発達する心を育てます。
- ④ 自分を大切にし、お友達の個性が理解できる知識を育てます。
- ⑤ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

- ⑥ 身近自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ⑦ お友達の気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。

8. 各組の目標

すみれ組(4歳児)の年間目標

身近な環境に積極的に関わることで、想像的・日常的な行動ができるようになり、身近な人の気持ちを察して、手伝ったり、自分の気持ちを抑えることができる。

③たんぼぼ組(3歳児)の年間目標

身近が自立し、知的興味や関心が高まるとともに、予想や意図、期待をもって自らすすんで行動できる。いろいろな行事や活動を体験しながら、集団への関心を高める。

④つくし組(2-1歳児)の年間目標

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りのことを自分でしようとしていたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

⑤つぼみ組(1-0歳児)の年間目標

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指差し、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

⑥めばえ組(0歳児)の年間目標

保育教諭との親密な関りを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

⑦特別教育保育の年間目標

発達特性に応じた①さくら組(5歳児)の年間目標

目標に向けて力を合わせ、達成感や充実感を味わうことで仲間意識を育て、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認められる知識を獲得する。

②合理的配慮のもとで、関係諸機関と連携しながら個別の発達段階に応じた教育保育内容を提供する。

9. 年間行事予定(月例行事、誕生会、身体測定、避難訓練、移動図書)

- 4月 入園式、チューリップ遠足、保護者総会(お見知り遠足)
 - 5月 観劇、美術館見学(さくら組)、親子バス研修旅行、芋の苗植え
 - 6月 田植え体験、内科・歯科検診、交通安全、他園交流
 - 7月 七夕飾り、縁日ごっこ、プール開き、他園交流
 - 8月 サマーナイト、プール納め、クラス懇談会
 - 9月 小運動会、社会見学(さくら組)、芋ほり遠足、稲刈り、げんきキッズ
 - 10月 大運動会、社会見学(さくら組)、芋ほり遠足、
 - 11月 秋の遠足、秋の収穫祭、消防広場、小学校訪問、内科・歯科検診
 - 12月 新年度入園説明会、はっぴょう会、クリスマス会、もちつき
 - 1月 鏡開き、他園交流
 - 2月 節分、クラス懇談会、社会見学(さくら組)
 - 3月 ひなまつり、思い出遠足、お別れ会、入園説明会、卒園式
- (通年)避難訓練、誕生会、新体測定、人権学習(月1)、運動あそび(第2・4火曜日)

(4) 食育

1. 目標『味わいながら、楽しく食べる子』に育てる

配慮事項

- ① 薄味を心がける
- ② 旬の素材を使った献立作りを心掛ける
- ③ 見た目にも美味しく、食べても美味しい食事作りを心掛ける
- ④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う。

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出。(年1回)を行う。

3. 食育

毎月一予定献立表を配布(アレルギー幼児食は個別)

食育だより一毎月の献立に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議—0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長、副園長、主幹、クラス担当、栄養士、調理員が話し合う。また、月1回の給食会議の他、未満児、以上児会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事予定

6月 給食試食会(たんぼぼ、すみれ)

2月 給食試食会(さくら)、子育て支援センター給食試食会

3月 給食試食会(めばえ、つぼみ、つくし)

(通年)3歳以上のクラスは、田植えや野菜の収穫時期などに合わせて調理実習を行う。

4. 衛生管理

○衛生チェック表を作成し、毎日衛生項目にそって確認する。

○調理担当者の細菌検査(毎月1回)調理室の掃除、ワゴン清掃(毎日)、冷蔵庫消毒食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存(2週間)する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳食(完了食)後が間もないため、必要に応じて離乳食(完了食)も準備する。アレルギーを持つ児童の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

<離乳食の進め方>

- ① 食べ易い形で・・・子どもの状態にふさわしい形で与える。手づかみ食べを十分にし、噛める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考えて・・・穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだらタンパク質類や果物も取り入れる。

③ 薄味で・・・調味料をできるだけつかわず、素材の味を生かして調理する。

(5) 職員の処遇

1. 職員構成

園長	1名
副園長	1名
主幹	1名
保育教諭	10名
栄養士	1名
調理員	1名以上
看護師	1名
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
嘱託薬剤師	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

健康診断 1年 1回(9月)

細菌検査 1年 3回(乳児担当、看護師、給食担当者のみ毎月1回)

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝、子育て総合支援センター合同朝礼に参加する
- ・職員全体会議、毎月1回以上、必要に応じて行う
- ・クラス担当者会議、行事などの計画に合わせて行う
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う

4. 研修計画

- ・園内研修(インリアル法、新制度、教育、保育、特別支援、事例検討会)
- ・法人内研修(キャリアパス研修)
- ・外部研修(園長、副園長、主幹、保育教諭、人権、特別保育、療育、健康、安全、リスクマネジメント、食中毒、感染症、乳児、給食、食育、アレルギー、防災、子育て支援、リトミック、ダンス、カウンセリング、保育コーディネーター)

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入
- ・大分県民間社会福祉施設職員退職共済事業の加入
- ・福利厚生センターソウェルクラブの加入
- ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

(1) 事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については、園長(副園長)が行う。
2. 児童処遇事務(教育保育、給食、健康管理)については、主幹、保育教諭、栄養士、調理員が行う。

(2) 設備・備品関係

1. 遊具の設備点検は職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。

(3) 災害対策

1. 避難訓練は毎月1回行う。
2. 安全及び非常災害教育は防火管理者が計画・実施を行い、園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

(1) 保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. 連絡帳を通して、子ども達の日々の様子を伝達するとともに、園だよりとクラスだよりを毎月1回発行する。
3. ラインを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年中通して保護者の参加を受け入れる。6～8月にかけて保育教諭体験を実施する。運動会と発表会等は参加と参観に企てる。
5. 保護者懇談会を年2回以上開催する。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談、保育教諭体験等を開催し、保育教諭と保護者同士の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

(2) 小学校や幼稚園との連携

進学をふまえた交流や教育保育要録を通した引き継ぎを行うとともに、個別的な配慮を必要とする児童に対しては、こども園の中で芽生えた力や個性をまとめた記録を就学先に引き継ぐ。

(3) 相談機関や療育機関などとの連携

こどもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関や療育機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

(4) 地域との連携

1. 老人福祉施設訪問等の世代間交流や地域における異年齢児交流、ボランティアの受け入れ、育児講座等を実施する。

2. 地域の子育て家庭を援助するため、一時保育、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、地域向け育児情報の提供等を実施する。

令和3年度 社会福祉法人 萌葱の郷

こざいこども園 事業計画

当園は大分市認可保育所の新規事業者に出選され、平成30年4月に保育所として開所しました。当法人の豊後大野子育て総合支援センターの取り組みが全国的に注目を集めていることから、当園でも地域の子育て支援に向けた貢献をより深めることのできる環境づくりを目指した結果、保育所を平成31年度には幼保連携型認定こども園に移行し、令和2年度からは定員を増やしています。更に、当園横の空き地を活用して児童発達支援センターを建設することを大分県と協議し、令和3年度からの開所に向けて施設整備をすすめ、今年度からは子育て総合支援センターとして一体的に運営することを計画しています。

日常の教育保育に関しては、一人ひとりの発達に合わせた配慮や環境構成に向けた専門性の向上を目指すとともに、学校への接続に向けて教育に関する各専門家の招へいや大分なごみ園との相互交流のように、法人内外の交流研修も発展させることも計画しています。

また、こうした方針が利用児童や保護者のみならず、職員の働き甲斐にもつながっていく環境を保育士不足や職員の離職といった課題解消に向けたモデルとして発信しており、利用待機者や就職希望者が多い水準を維持したいと考えています。

保護者をはじめとする地域や学校等との諸機関との関係づくりに向けては、認定こども園教育保育要領に基づいて作成された保育経過記録を活用することで、私たちが実践している教育、保育、発達支援を効果的に伝達していくことを大分県こども未来課や保育連合会、幼児教育センター等の関係諸機関と連携しながらすすめることを予定しています。

昨年度より流行している新型コロナウイルス感染症においても保護者や地域の理解を得ながらしっかりと予防対策をすすめていきます。

第一章 施設運営

(1) 理念と方針

子どもたちの発達と職員の働きがいとを最大限保障する施設を目指します。

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りの持てる施設を目指します

(2) 実施事業内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 教育保育事業（1号） | 月～金（9：00～13：00） |
| 2. 教育保育事業（2-3号） | 月～土（7：00～18：00） |
| 3. 特別保育事業 | 月～土（7：00～18：00） |
| 4. 延長保育事業 | 月～土（18：00～19：00） |
| 5. 預かり保育事業 | 月～金（13：00～18：00） |

(3) 児童の処遇

1. クラス編成 (利用定員数)

クラス名	年齢	保育教諭	児童 2-3 号	児童 1 号
つき	0 歳	3	9	
ほし	1 歳	2	1 0	
そら	2 歳	2	1 0	3 (満 3)
ひかり	3 歳	1	1 0	4
にじ	4 歳	1	1 0	4
はな	5 歳	1	1 1	4
合 計		1 0	6 0	1 5

2. 事業編成 (予定：4月1日)

事業名	保育教諭 (非常勤)	その他の職員数
園長	0	1
副園長	1	0
主幹保育教諭	1	0
保育教諭	1 3	0
保育教諭 (加配)	1 (1)	1
一時・預かり保育	0 (2)	0
延長保育	0 (在職員で行う)	0
看護師	0	1
栄養士	0	1
調理員	0	1 (2)
環境整備	0	0 (2)
合計	1 6 (3)	5 (4)

3. 休園日

本園の休園日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 土曜日 (1号認定の幼児のみ)
- ③ 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する日
- ④ 年末年始：12月27日から1月3日
- ⑤ その他園長が必要と認めた日

4. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差 (個性) を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

5. 年間保健行事

保健行事	対象年齢
内科健診	全園児（年2回）
細菌検査	全園児（年1回）
身体測定	全園児（毎月）
歯科健診	全園児（年2回）

6. 理念と目標

①教育保育理念

子ども一人一人をかけがえのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重し合える」人権意識を育む。

②教育保育目標

- 明るく伸び伸びした子ども
- 喜んで話し喜んで聴く子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- 心豊かで創意工夫する子ども
- よく見よく考える子ども

7. 7つの教育保育方針

- ① 家庭や関係機関と協働し、安心感を育てます。
- ② のびのびと成長・発達する心を育てます。
- ③ 身辺自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ④ よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な体を育てます。
- ⑤ 友達の気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。
- ⑥ 自分を大切にし、友達の個性が理解できる知識を育てます。
- ⑦ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

8. 各組の目標

① はな組（5歳児）の年間目標

目標に向けて力を合わせ、達成感や充実感を味わうことで仲間意識を育て、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認められる知識を獲得する。

② にじ組（4歳児）の年間目標

身近な環境に積極的に関わることで、想像的・目的的な行動ができるようになり、身近な人の気持ちを察して、手伝ったり、自分の気持ちを抑えることができる。

③ ひかり組（3歳児）の年間目標

身辺が自立し、知的興味や関心が高まるとともに、予想や意図、期待を持って自らすすんで行動できる。いろいろな行事や活動を体験しながら、集団への関心を高める。

④ そら組（2-1歳児）の年間目標

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りのことを自分でしようとしたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

⑤ ほし組（1-0歳児）の年間目標

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指さし、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

⑥ つき組（0歳児）の年間目標

保育教諭との親密な関わりを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

⑦ 特別教育保育の年間目標

発達特性に応じた合理的配慮のもとで、関係諸機関と連携しながら個別の発達段階に応じた教育保育内容を提供する。

9. 年間行事予定（月例行事：誕生会・身体測定・避難訓練）

- 4月 入園式
- 5月 内科・歯科検診、保護者面談
- 6月 保育参観、いもの苗植え、社会見学
- 7月 プール開き、夏まつり
- 8月 プール納め
- 9月 おたのしみ保育
- 10月 運動会、保育参観、ハロウィン
- 11月 内科・歯科検診、保育参観、社会見学、秋の収穫、秋の遠足、消防ひろば
- 12月 もちつき、クリスマス会
- 1月 鏡開き
- 2月 節分、生活発表会、保護者面談
- 3月 お別れ遠足、お別れ会食会、入園説明会、卒園式

（4）食育

1. 目標『味わいながら、楽しく食べる子』に育てる。

配慮事項

- ① 薄味を心がける。
- ② 旬の素材を使った献立作りを心がける。
- ③ 見た目においしく、食べてもおいしい食事づくりを心がける。
- ④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う。

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出（年1回）を行う。

3. 食育

毎月ー予定献立表を配布（アレルギー幼児食は個別）する。

食育だよりー毎月の献立表に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議ー0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長・副園長・主幹・クラス担当・栄養士・調理員が話し合う。また、月1回の給食会議の他、未満児・以上児会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事ー給食試食会

4. 衛生管理

○体温チェックや衛生チェック管理表を作成し、毎日項目にそって確認する。

○調理担当者の細菌検査（毎月1回） 調理室の掃除、ワゴン清掃（毎日）、冷蔵庫消毒、食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存（2週間）する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳食（完了食）後が間もないため、必要に応じて離乳食（完了食）も準備する。アレルギーを持つ児童の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

<離乳食の進め方>

- ①食べ易い形で…子どもの状態にふさわしい形で与える。手づかみ食べを十分にし、噛める子どもに育てる。
- ②栄養と食品のバランスを考えて…穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだらタンパク質類や果物も取り入れる。
アレルギーをおこしやすい卵については、完了食迄使用しない献立にする。
- ③薄味で…調味料をできるだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

(5) 職員の処遇

1. 職員構成

園長	1名
副園長	1名
主幹	1名
保育教諭	8名以上
栄養士	1名
調理員	1名以上（栄養士含）
看護師	1名
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
嘱託薬剤師	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

健康診断 1年 1回（9～12月）

細菌検査 1年 3回（乳児担当、看護師、給食担当者のみ毎月1回）

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝
- ・園長主任会議、毎月1回以上、必要に応じて行う
- ・職員全体会議、毎月1回以上、必要に応じて行う
- ・クラス担当者会議、行事等の計画に合わせて行う
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う

4. 研修計画

- ・園内研修（新制度、教育・保育、児童票記録、特別支援、公開保育、事例検討）
- ・法人内研修（新人研修、主任研修、管理職会議）
- ・外部研修（園長、副園長、主幹、教育保育、乳児、子育て支援、人権、特別保育、防災、健康、安全、食中毒、感染症、給食、食育、アレルギー、カウンセリングリトミック、ダンス、リスクマネジメント、保育コーディネーター）
- ・研究大会（全国・九州・大分県保育事業研究大会、認定こども園研究大会）

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入
- ・大分県民間社会福祉施設職員退職共済事業の加入
 - ・福利厚生センターソウエルクラブの加入
 - ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

(1) 事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については園長が行い、事務担当が補佐を務める。
2. 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）については、保育教諭、栄養士、調理員が行なう。

(2) 設備・備品関係

遊具の設備点検は防火管理者を中心に職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。

(3) 災害対策

1. 避難訓練は毎月1回行う。
2. 安全及び非常災害教育は防火管理者が計画・実施を行い、園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

(1) 保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. 連絡帳を通して、こどもたちの日々の様子を伝達するとともに、園だよりとクラスだよりを毎月1回発行する。
3. メーリングリストを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年中通して保護者の参加を受け入れる。運動会、発表会等は参加と参観に充てる。
5. 保護者懇談会を年2回以上開催する。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談、保育教諭体験などを開催し、保育教諭と保護者同士の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

(2) 小学校や幼稚園との連携

進学をふまえた交流や教育保育要録を通した引き継ぎを行うとともに、個別的な配慮を必要とする児童に対しては、こども園の中で芽生えた力や個性をまとめた記録を就学先に引き継ぐ。

(3) 相談機関や療育機関などとの連携

こどもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関や療育機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

(4) 地域との連携

1. 老人福祉施設訪問等の世代間交流や地域における異年齢児交流（小佐井小学校等）、ボランティアや実習生（東高等学校、別府短期大学、溝部学園等）の受け入れを行う。
2. 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出など、地域向け育児情報の提供等を実施する。

令和3年度 社会福祉法人 萌葱の郷

へつぎ保育園事業計画

へつぎ保育園は令和2年4月1日に、大野川近くに小規模保育園として0.1.2歳児を対象に18名定員で開所しました。乳幼児期は人格形成にとって非常に大切な時期であり、この時期の母子の愛着形成は成長していく上で最も重要と思われます。その為、個別の関わり・丁寧な保育が必要になります。子どもひとりひとりの生活環境を理解し、個々の発達に添った計画に基づき保育実践を行っていききたいと思います。法人内のこざいこども園、いぬかいこども園をはじめ、各事業所との連携を図り、法人内外の研修を通し職員のスキルアップ・専門性の向上に取り組んでいききたいと思います。また、地域や他保育施設とも連携を図り、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えています。

第一章 運営理念

(1) 理念と方針

子ども達の発達と職員の働きがいを最大限保障する施設を目指します。

1. 子育て支援の核として、地域ニーズに応える施設を目指します。
2. 行き届いた説明と情報開示により、信頼される施設を目指します。
3. 常に業務内容の点検・検討を行い、安全と安心の向上を目指します。
4. 多角経営と人事交流により、効率的で安定した運営を目指します。
5. 人材育成と人事考課制度により職員が働きがいと誇りのもてる施設を目指します。

(2) 実施事業内容

1. 保育事業 月～土曜日(7:00～18:00)
2. 延長保育事業 月～土曜日(18:00～19:00)

(3) 児童の処遇

1. クラス編成 (利用定員 18名)

クラス名	年齢	児童数
つき	0歳	6名
ほし	1歳	6名
そら	2歳	6名

2. 休園日

本園の休園日は次のとおりです。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する日

- ③ 年末年始
- ④ その他園長が必要と認めた日

3. 健康管理

子ども一人ひとりの発育発達の個人差(個性)考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常の養護と健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と健康管理
- ⑤ 環境衛生

4. 年間保健行事（全園児対象）

- ① 内科健診（年2回）
- ② 歯科健診（年2回）
- ③ 身体測定（毎月）

5. 理念と目標

①保育理念

自他を知り 違いを受け容れ 支えあう

子ども一人一人をかけがえのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重しあえる」人権意識を育む。

②保育目標

- 明るく伸び伸びとした子ども
- 思いやりのある優しい子ども
- よく見よく考える子ども
- 喜んで話し、喜んで聴く子ども
- 心豊かで創意工夫する子ども

6. 7つの保育方針

- ① 家庭や関係機関と協働し、安心感を育てます。
- ② 伸び伸びとした成長・発達する心を育てます。
- ③ 身辺自立の基盤となる生活習慣を育てます。
- ④ よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な身体を育てます。
- ⑤ 友だちの気持ちや集団生活のルールを考える力を育てます。
- ⑥ 自分を大切にし、友だちの個性が理解できる知識を育てます。
- ⑦ 聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる才能を育てます。

7. 各組の年間目標

そら組（2歳児）

基本的な運動・指先機能が高まり、身の回りの事を自分でしようとしたり、動作やおしゃべりといった表現活動や模倣遊びを楽しむ。

ほし組（1歳児）

大人との信頼関係のもとで意欲的に身近な人や身の回りの物に働きかけ、指さし、身振り、片言などを盛んに使いながら遊ぶ。

つき組（0歳）

保育士との親密な関わりを通して、情緒的な絆が形成され、安心感のもとで周囲の人や物に興味を持つ。表情や動作、発声などのサインを通して、コミュニケーションをとる。

8. 年間行事

入園式・誕生日会・保育参加・給食試食会・遠足・避難訓練・修了式

（4）食育

1. 目標 『味わいながら、楽しく食べる子』

配慮事項

- ① 薄味を心がける。
- ② 旬の素材を使った献立作りを心がける。
- ③ 見た目においしく、食べてもおいしい食事づくりを心がける。
- ④ 保護者や保健所、医療機関との連携のもとで離乳食やアレルギー等の個別的配慮を行う。

2. 栄養管理

毎日の献立の栄養計算、保健所への月報の提出（年1回）を行う。

3. 食育

毎月一予定献立表を配布（アレルギー食は個別）する。

食育たより一毎月の献立表に食事の紹介や栄養情報なども記載する。

給食会議一0歳児は月1回の離乳食会議にて子どもの食事の状況、離乳食の移行時期、献立について、園長・主任・クラス担当・栄養士が話し合う。また、月1回の給食会議の他、クラス会議にも参加し、行事の打ち合わせや献立、提供された食事への感想・反省・改善案などを検討する。また、食育を含め食全般についての研修、話し合いの場などを設ける。

食育行事一給食試食会

4. 衛生管理

- 衛生チェック表を作成し、毎日衛生項目にそって確認する。
- 調理担当者の細菌検査（毎月1回）調理室の掃除、ワゴン清掃（毎日）、冷蔵庫消毒
食器洗浄後熱風庫にて保管原材料・調理済み食品を保存（2週間）する。

5. 離乳食に関して

個人差を考え、無理なく離乳を進める。1歳児の食事に関しては、離乳食（完了食）後が間もないため、必要に応じて離乳食（完了食）も準備する。アレルギーを持つ乳児の「代替食」も、子どもの症状により対応し、必要に応じて除去解除も考慮していく。

〈離乳食の進め方〉

- ① 食べ易い形で・・・子どもの状態にふさわしい形与える。手づかみ食べを十分に
し、噛める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考えて・・・穀類、野菜物からはじめ、ある程度進んだ
らたんぱく質類や果物も取り入れる。アレルギーのおこしやすい卵については、
完了食迄使用しない献立にする。
- ③ 薄味で・・・調味料をできるだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

（5） 職員の処遇

1. 職員構成

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	7名
栄養士	1名
嘱託医	1名
嘱託歯科医	1名
その他	必要に応じて

2. 健康管理

健康診断 1年 1回（9月）
細菌検査 毎月

3. 職員会議

- ・月～金曜日の毎朝行う。
- ・職員全体会議は、毎月1回以上、必要に応じて行う。
- ・クラス担当会議、行事等の計画に合わせて行う。
- ・献立会議等、毎月1回以上、必要に応じて離乳食会議も行う。

4. 研修計画

- ・園内研修（インリアル法、保育、特別支援、事例検討）
- ・法人内研修（キャリアアップ研修）
- ・外部研修（人権、特別保育、防災、健康、安全、食中毒、感染症、給食、
食育、アレルギー、リトミック、リスクマネジメント、保育コーディネ

ーター)

・研究大会（全国・九州・大分県保育事業研究大会）

5. 退職、社会保険、福利厚生

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の加入
- ・大分県民間社会福祉施設職員共済事業の加入
- ・福利厚生センターソウエルクラブの加入
- ・社会福祉従事者相互保険制度の加入

第2章 施設管理

（1）事務関係

1. 会計事務、運営管理事務については、園長が行う。
2. 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）については、保育士、栄養士、看護師が行う。

（2）設備・備品関係

遊具の設備点検は防災管理者を中心に職員が毎時確認を行い、異常を発見した時は園長に報告して改善する。

（3）災害対策

1. 避難訓練は毎月行う。
2. 安全及び非常災害保育は防災管理者が計画・実施を行い、園長に報告する。
3. 防災設備の点検委託を年1回以上行う。

第3章 諸機関との連携

（1）保護者との連携

1. 延長保育を実施することにより、保護者の就労と育児の両立を支援する。
2. 連絡帳を通して、子どもたちの日々の様子を伝達するとともに、園だよりとクラスだよりを毎月1回発行する。
3. メーリングリストを通して感染症や緊急時にスムーズな伝達を行う。
4. 参観は1年を通して保護者の参加を受け入れる。運動会、発表会等は参加と参観に充てる。
5. 保護者懇談会を行う。
6. 参観や懇談会以外にも子育てについての勉強会や個別面談等を行い、保育士と保護者同士の交流を深める。
7. ご意見箱の設置や保護者アンケートを通して、苦情や保育ニーズの把握に努める。

（2）接続園との連携

可能な限り希望に応じられるよう、連携施設間における調整を行うとともに、連携施設先の定員増も検討する。

(3) 相談機関や療育機関などとの連携

子どもの発達や保護者のニーズに応じて、専門の相談機関の紹介を行うとともに、連携した支援をすすめる。

令和3年度 社会福祉法人 萌葱の郷

豊後大野子育て総合支援センター

こども発達・子育て支援センターなかよしひろば 事業計画

なかよしひろばが開所して7年目を迎えます。これまで地域関係諸機関をはじめ多くの方々のご理解とご協力を賜り、児童通所支援事業の取り組みに邁進することができました。

関係機関との連携においては、開所当初から保育所等訪問支援を実施することで協働支援体制が作られていき、学校への接続支援では教育委員会や行政、保育教育機関との役割分担によるサポートの成功例も増え、前向きな評価の声を頂けることも増えてきました。また口コミを頼りになかよしひろばの利用を検討される方も増えています。例えば、新規に利用を希望される保護者にお話を伺うと、関係機関からの紹介に加え、現在通所している児童の保護者からも勧められたという話を聞く機会が増えています。なかにはなかよしひろばと直接関わりのない方が、子育てに悩みを抱えている方に当センターのことを紹介するといった例もあります。これまでの取り組みが地域からの信頼を得ることに実を結んでいることを実感すると共に、なかよしひろばに求められる社会的な役割への期待が一層高まっていることを感じます。令和3年度の報酬改定では放課後等デイサービスの報酬単価が下がり、職員の資格要件やサービスの実提供時間に踏み込んだ改定が盛り込まれています。平成24年に児童福祉法に組み込まれスタートした放課後等デイサービス事業も制度開始から10年の月日が経ち、世間一般への認知も広がる中で社会的な役割への期待とは裏腹に支援の質にばらつきがあることが問題視されるようになりました。

なかよしひろばは豊後大野市で唯一の児童発達支援センターとしての役割や放課後等デイサービスを含む児童通所支援施設の社会的役割を、私たち職員一人一人が再度認識し地域から寄せられる期待により一層応えていかなければなりません。そのためには、これまで以上に支援の質の向上を意識した研修の開催や、職員の育成を計画的に行なっていく必要があると考えます。

具体的な取り組みの一つとして、個別支援計画書の様式を見直していきます。3年前に計画書の様式の見直しを行いました。より日々の支援の取り組みや振り返りに活用するためには、現在の様式を見直す必要があります。新計画書では支援目標達成に向けた取り組みの着眼点を記載し、経験のある職員がどのような視点で支援を行なっているのかを分かりやすくします。着眼点が整理されることで、具体的な指導ができやすく支援の振り返りの質も向上することが期待できます。二つ目の取り組みとして、業務改善及び研修等を含めた職員の育成を計画的に実行していくための業務推進・人材育成計画書を作成します。特に職員の育成については、これまでも内部研修を活発に行なってきましたが、今後は計画書に基づき、研修の開催や外部視察等を行なっていきます。以上の取り組みを中心になかよしひろば全体の質の向上を目指し取り組んでいきます。

◎児童発達支援センターなかよしひろば（就学前児童）

第1章 運営理念

(1) 目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|---|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター なかよしひろば |
| ② 所在地 | 大分県豊後大野市犬飼町田原 1414-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 新宮 貴志 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 足立 朋子 |
| ⑥ 定員 | 24名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 平成27年6月9日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金） |
| ⑨ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員（作業療法士・臨床心理士） |
| ⑩ 設備の概要 | 遊戯室、指導訓練室、医務室、相談室、静養室等 |

第3章 事業の概要

- (1) 対象児童 大分県内の、通園による指導になじむ障がいのある幼児及び適当と認められる20歳未満の学齢児とする
- (2) 利用料 障害児通所給付費
- (3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う
- (4) 訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する

(5) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(6) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 開所時間

9：30～15：30

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9：30	登園 自由遊び・個別学習	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
11：30	お集まり 集団活動、外活動 親子遊び、運動遊び 音楽遊び リラクゼーション	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の自立を促したりするような課題設定を行います。
12：00	昼食 準備・片付け	集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識を育てます。
13：00	制作・調理実習 専門活動 午睡 降園準備	制作や観賞などを通して自己表出支援を行う。今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。
15：30	閉園	活動の記録や準備等を行います

活動とそのねらい

- ◎個別支援：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎親子遊び：親との共感的なやりとりの中から、情緒を育てる。
- ◎運動遊び：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽遊び：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎制作：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していき、自己表現力や有用感を高めていく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リハビリテーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎母子通園：金曜日の午前には母親と子どもが一緒に来園する母子通園を行う。臨床心理士の指導を通して、子どもとの関わり方の指導や母親のメンタルケア、スタッフを媒介とした母子関係の調整、母親同士の関係作りの構築等を支援する。
- ◎身体遊び：安全な床面と他者との活動を通して、こどもの発達の基礎となる自分自身のからだに対する認識と、他者への信頼感を育てる。
- ◎動作法：自分のからだを自分で操作する体験を通して心身のコントロールを自覚できるようになることや、トレーナーの援助を受け入れることで他者からの援助・提案の受け入れができるようになることを狙いとして臨床動作法の考えを取り入れた集団活動を行う。

(7) 年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

行事内容	日付
親子遠足	4月
お見知り会	5月

夕涼み会	7月
クリスマス会	12月
おもちつき大会	1月
がんばり賞表彰式	3月

(8) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なかよしだより（新聞）を通して、継続的になかよし広場の事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、幼児期には他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場面を柱にした支援を行う。また、定期的に臨床心理士や動作法の専門家に来園していただき、母子交流支援や、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールの仕方を学ぶ場を設けたり、就園前の児童については、保育園や幼稚園との交流を行うことで就園準備支援をする。

(10) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、発達特性に関する普及・啓発をすすめる。

併設する子育て支援センター（豊後大野市委託事業）にて、0～6歳のご家族に対して育児相談やこどもの遊び場の提供、保健講話、育児講座などを行い、地域の子育て支援の充実を図る。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
児童指導員	1名（常勤・専従）
児童指導員	2名（非常勤・専従）
保育士	5名（常勤・専従）
栄養士（調理員）	1名（常勤・専従）
	合計11名（1日平均9名）

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎放課後デイサービス なかよしクラブ（学齢児童）

第1章 運営理念

（1）目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進に努めていく。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ① 施設の名称 こども発達・子育て支援センターなかよしひろば
- ② 所在地 大分県豊後大野市犬飼町田原1414-1
- ③ 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ④ 管理者 新宮 貴志
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 新宮 貴志
- ⑥ 定員 10名
- ⑦ 事業開始年月日 平成28年5月1日
- ⑧ 実施予定日数 週5日（月、火、水、木、金）

※ただし事業所の都合や利用者のニーズに合わせて
土日・祝日も実施する

- ⑨ 営業時間 9:00～18:00
- ⑩ 職員 管理者、児童発達支援管理責任者、保育士
児童指導員、指導員
- ⑪ 設備の概要 機能訓練室、園庭、多目的トイレ

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 大分県内の通園による指導になじむ障がいのある学齢児及び適当と認められる20歳未満の学齢児とする

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 日課 ①10:00～17:00 (長期休暇等)

②14:00～17:00 (長期休暇等以外の放課後)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 10:00	登園	大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
② 14:00	自由遊び・個別学習	
① 11:00	お集まり	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育
② 16:00	集団活動	

	粗大運動・芸術活動 工作活動・制作活動 調理実習・課外活動 リラクゼーション 専門活動	てたり、身辺の自立を促したりするような課題設定を行う。
① 12:00 ② 16:30	昼食・おやつ 準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識を育てます。
① 13:00	自由遊び 個別学習	個々の才能に着目し、伸ばしていくことで、自己表現力や有用感の育ちを支援します
① ② 17:00	降園	←今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。
- ◎音楽活動：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。
- ◎課外活動：公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（地域交流・交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シート遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎身体遊び：身体（からだ）遊びはスキンシップを通して、自分自身の身体に対する認識、自分自身への自信、他者への信頼を育てることを目的に行う。
- ◎動作法：自分のからだを自分で操作する体験を通して心身のコントロールを自覚できるようになることや、トレーナーの援助を受け入れることで他者からの援助・提案の受け入れができるようになることを狙いとして臨床動作法の考えを取り入れた集団活動を行う。
- ◎モリスコーチング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。
- ◎ソーシャルスキルトレーニング：電車乗車やお買い物、調理など生活に即したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合いの中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

（6）情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、広報誌を通して、継続的に事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

（7）各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。地域の相談支援事業所や児童発達支援センター等、モニタリングやサービス担当者会議を通して情報交換を行っていく。

（8）地域交流

地域ボランティアや児童発達支援センター、認定こども園等を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通してながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

（9）緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

（10）苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者・児童発達支援管理責任者 1名（常勤・専従）

サービス提供者（保育士）	1名（常勤・専従）
サービス提供者（児童指導員）	2名（常勤・専従）
サービス提供者（機能訓練担当職員）	1名（非常勤・専従）
	合計5名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

日中一時支援（グループ型支援） 事業計画

第1章 運営理念

（1）目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、子育てに関する相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進に努め、社会生活の適応に向けた恒常的な訓練と余暇活動の支援を行なっていく。

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ① 施設の名称 こども発達・子育て支援センターなかよしひろば
- ② 所在地 大分県豊後大野市犬飼町田原1414-1
(なかよしホール内) 犬飼町田原1421-40
- ③ 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ④ 管理者 新宮 貴志
- ⑤ 定員 10名
- ⑥ 事業開始年月日 令和2年4月1日
- ⑦ 実施予定日数 週5日（月、火、水、木、金）

※ただし事業所の都合や利用者のニーズに合わせて
土日・祝日も実施する

- ⑧ 営業時間 9:00～18:00
- ⑨ サービス提供時間 15:00～17:00
ただし、利用者のニーズに応じて提供時間の延長を行う
- ⑩ 職員 管理者 1名 生活支援員 2名
- ⑪ 設備の概要 指導訓練室、トイレ、相談室、事務室

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 豊後大野市日中一時支援利用登録証が交付されている学齢児とする

- (2) 利用料
- ① 1回につき4070円
 - ② 送迎片道につき540円
1回につき203円を利用者負担額として徴収する

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 支援方針 放課後等デイサービス事業計画の支援方針に則る

(5) 日課 15:00～17:00

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
15:00	登園 自由遊び・個別学習	大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
16:00	集団活動 粗大運動・芸術活動 工作活動・制作活動 調理実習・課外活動 リラクゼーション 専門活動	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の自立を促したりするような課題設定を行う。
16:30	昼食・おやつ 準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識を育てます。
17:00	降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。

(6) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、広報誌を通して、継続的に事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(7) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。地域の相談支援事業所や児童発達支援センター等、モニタリングやサービス担当者会議を通して情報交換を行っていく。

(8) 地域交流

地域ボランティアや児童発達支援センター、認定こども園等を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(9) 緊急時における対応方法

日中一時支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(10) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
生活支援員	2名以上（常勤・兼務）

第5章 職員の研修・育成について

主たる事業所の方針に則る

令和3年度 大分なごみ園 事業計画

平成25年に大分なごみ園が開園してから7年が経過しました。開園時より大分市東部地域を中心に、発達に不安や心配のある子どもと保護者を対象に児童の発達支援や家族の相談支援、保育所等訪問支援を行ってきました。

平成27年度からは児童発達支援センターとしての機能を有し、平成30年度から地域療育等支援事業や発達障がい児巡回専門員派遣事業、令和2年度は大分市保健所が開催する親子ふれあい教室にて支援等、開園当初より保護者や関係機関からの問い合わせや利用希望が増えてきました。また、大分県発達障がい支援者養成研修や保育実習の受け入れ等、地域の中核的な療育支援施設として様々な関係機関と連携を取ってきました。

これまで、児童発達支援センターとして地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子ども一人ひとりの生活環境や特性に応じた発達を支援しながら、自立生活に向けて対人関係を中心とした育ちを支援してきましたが、今年度より当法人に新たに児童発達支援センターが開所するにあたり、当事業所ではより丁寧な支援を希望する保護者のニーズに伴い、開所当初の1日10名定員の少人数支援に取り組んでいきます。発達支援をセンターと事業で細分化することにより、合理的配慮に基づいた環境設定ができ、これまで以上に一人ひとりの発達段階に応じた支援に取り組めると考えています。

児童発達支援事業では、大分市東部地域を中心に3歳から6歳までのこども10名が利用予定で、保育園やこども園等の就園に向けた支援の取り組みや並行通園による他事業所との支援の統一を目指します。また、対人関係を中心とした育ちを促すために特性に応じた環境設定やコミュニケーション支援を中心に取り組むとともに運動機能の向上や情緒の安定を図ります。

放課後等デイサービスでは、大分支援学校の児童・生徒を中心に支援していきます。今年度は36名が登録予定で、戸外活動や調理活動、季節に応じた活動等、少人数ならではの活動場面を提供しながら自立生活に向けた支援を促すとともに、余暇やリフレッシュできる環境づくりの充実も図りたいと考えています。

保育所等訪問支援事業では、昨年度に引き続き保護者のニーズに応じて保育園や幼稚園、小学校等を訪問し、教員や保育士と情報共有をしながら子どもたちの集団適応についてサポートし、安心して充実した生活ができるように支援していきたいと考えています。

今後、ますます多様化するニーズに応える施設運営を目指していくためにも、児童発達支援センターや戸次なごみ園をはじめ、法人内の各事業所や他法人の関係事業所とも連携を図りながら、切れ目のない支援を目指すとともに、研修や委員会などで交流する機会を整えることで職員の専門性の向上にも努めてまいります。

第1章 運営理念

(1) 目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指します。

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと

- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ①施設の名称 大分なごみ園
 ②所在地 大分県大分市丹生210-3
 ③管理者 小野 淳一郎
 ④児童発達支援管理責任者 小野 淳一郎(兼務)
 ⑤定員 1日10名(児童発達支援・放課後等デイサービス)
 ⑥事業開始年月日 平成25年5月1日
 ⑦実施予定日数 週6日(月、火、水、木、金、土)
 ※祝・祭日及び年末年始、盆を除く
 ⑧職員 園長、児童発達支援管理責任者、介護福祉士、保育士
 児童指導員、強度行動障害支援者
 ⑨設備の概要 指導訓練室、相談室、事務室、浴室、調理室、便所
 倉庫(玩具室)

第3章 事業の概要

- (1) 対象児 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児及び生活能力や社会性などの支援が必要と認められる18歳未満の学齢児とする。
- (2) 利用料 障害児通所給付費
- (3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による学校・家庭の送迎も行う。
- (4) 支援方針
- ①発達支援 一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣、対人関係、言語やコミュニケーションなどの力を伸ばす。
 - ②才能支援 生き生きと自己表現し、気持ちの交流ができるように支援する。
 - ③家庭支援 子育てについての相談や支援会議を通して、こどもへの理解を深め、育ちと暮らしを支える。
 - ④地域支援 保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などと連携をとりながら、保育所等訪問支援事業なども活用し、地域での育ちと暮らしを支える。
 - ⑤心のケア 気持ちのやりとりで信頼関係を深め、安心感を育み、意欲につなげる。
- (5) 児童発達支援計画書及び通所支援計画書の作成
 こどもの特性及びその家族等の希望に基づいて、支援目標や具体的支援内容を明確に表した児童発達支援計画及び通所支援計画書を作成し、保護者に説明していく。また、その実施状況を確認しながら、モニタリング(6か月ごと)を通して、評価・改善していく。
- (6) 日課
 児童発達支援 開園日：月～金
 ※但し、行事等のため土日・祝日も実施する場合がある。
 9:30～15:30

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9:30	登園 自由遊び	・あいさつ・シール貼り・荷物整理など ・園庭で砂場、大型遊具、三輪車、ボール遊びなど体を動かす遊びをし、季節に応じてシ

		<ul style="list-style-type: none"> ・シャボン玉やプールなどをする。 ・パズル、プラレール、積み木などの玩具を友達と共有しながら遊べるように支援する ・遊びを通して、友だちとのやりとりや遊びのルール、動作技能の習得などを促す ・施設周辺の散歩及び戸外活動を行う
11:00	お集まり 集団活動、製作活動 専門活動、からだ遊び、 課外活動、調理活動、音 楽遊び等 リラクゼーション	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽・体操・絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身の自立を促したりするような課題設定を行う。 ・季節に応じた創作活動 ・集団活動を通して、自己表出や社会性を支援するとともに、集団のルールの習得や準備・片付けなどの整理意識を育むよう支援する。
11:30	昼食 準備・片付け 歯磨き	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・楽しい雰囲気の中で落ち着いて食事ができるよう支援する。また、保護者と食事の面での打合せをして食育を図る。
12:00	自由遊び 個別支援、課外活動、 制作・調理活動等 午睡 降園準備降園	<p>制作や観賞など様々な活動を通して自己表出支援を行う。</p> <p>今日の活動内容や次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。</p>
15:30	閉園	活動の記録や準備等を行います

放課後等デイサービス 開園日：月～土

※但し、行事等のため日曜日・祝日も実施する場合があります。

① 10:00～17:00 (長期休暇等)

② 14:00～17:00 (長期休暇以外の放課後)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
① 10:00 ② 14:00 (下校時間に応じて)	登園 自由遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・出欠表・荷物整理・着替えなど ・園庭で砂場、自転車、なわとび、ボール遊び(サッカーやドッジボール)など体を動かす遊びをする。季節に応じて、シャボン玉やプールをする。 ・室内では、トランポリンやマルチクッション等の室内遊具で遊ぶ。好きな本を読んだり、自由に絵を描いたりする。 ・遊びを通して、友達とのやりとりや遊びのルール、動作技能の習得などを促す。 ・友だちや職員との信頼関係を作り、気持ちのリフレッシュをする。

		・必要に応じて、宿題をする。
① 11:00 ② 15:30	集団活動 粗大運動・芸術活動・工 作活動・制作活動 調理実習・課外活動 おやつ	・活動を通して、自己表出や友だちと良好な コミュニケーションや社会性を身につける よう支援する。また、集団のルールの習得 や準備・片付けなどの整理意識も育む。 ・散歩や買い物学習 ・調理活動 ・季節に応じた制作活動 ・公共交通機関の利用
③ 12:00 ④ 16:00	昼食・片付け おやつ準備・片付け	自己表出支援とともに、集団のルールに応 じることや、片付け、準備などといった整 理意識を育てます。
① 13:00	自由遊び 個別学習	個々の才能に着目し、伸ばしていくことで、 自己表現力や有用感の育ちを支援します。
① ② 17:00	降園	・今日の活動内容を振り返り、頑張ったこと やできたことを評価し、次回の活動内容を 確認する。自己意識や先の見通しを得る力 を育む。

〈内容〉

- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。(トランポリン・マルチクッション・自転車・三輪車等)
- ◎音楽活動：音楽活動を通して、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育てる。(歌、ダンス、楽器遊び等)
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく(工作・粘土等)。
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通しながら、季節感や創作意欲を獲得していく(こいのぼり、クリスマスツリー、書初め、ひなかざり等)。
- ◎調理活動：生理的な欲求を自分の力で満たす経験や準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる。(ホットケーキ・やきそば等)
- ◎課外活動：公共の場の参加を通して、社会的なルールの気づきを促す。(地域のお祭り・公共施設や交通機関の利用等)
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する(動作法などを検討中)。
- ◎ソーシャルトレーニング：発達に応じて、電車などの公共機関や買い物、調理など生活の流れに沿った必要なスキルが身につくよう支援する。また、保護者の希望も踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(7) 行事

月 日	行事名
4月	花見
7月	夏季レクレーション
10月	大分なごみ祭り
12月	クリスマス会
3月	おもいで会

(8) 情報の開示

インターネットのホームページや広報誌（大分なごみ園便り）を通して、定期的に活動内容やこどもの様子などを掲載して情報開示していく。

また、事業内容や支援内容、要望などに関するアンケート（保護者による自己評価調査）を年1回行う。回答をホームページに掲載し、必要な修正や改善に取り組みながら支援の質を高めていく。

(9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に支援できるように努める。幼児期には、他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、学童期からは、良好な人間関係を具体的に学習できる場を柱にした支援を行う。また、定期的に専門家に依頼し、臨床心理士による親子交流支援を行い、子どもたちの自己表現などの場を設け、取り組んでいきたい。

また、就園前の幼児については、幼稚園などとの連携をサポートし、スムーズな就園の支援を行う。

(10) 地域交流

地域の保育園や幼稚園などの関係機関と交流機会を設け、多くの人たちとの触れ合い、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援サービス提供時に、事故や怪我などの緊急事態等が生じた場合、危機管理マニュアルに沿って必要な措置を講じ、管理者や保護者へ報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用児やその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制について

管理者	1名
児童発達支援管理責任者（管理者兼務）	1名（常勤・専従）
保育士	3名（常勤・専従）
児童指導員	1名（常勤・専従）
児童指導員	3名（非常勤）
	合計 8名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援や療育、相談等における適切な技術や知識の向上を図る研修や人材育成の視点から法人内外の研修会への参加をしていく。また、児童発達支援管理責任者等の事業運営上に必要な研修会への参加で資格取得もしていく。

令和3年度 社会福祉法人 萌葱の郷

こども発達・子育て支援センター わくわくかん 事業計画

令和3年4月より、同法人こざいこども園の同一敷地内に「こども発達・子育て支援センターわくわくかん」を開設いたします。子どもの発達が気になる段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援の充実を目指して、大分市東部地域を中心に発達に不安や心配のある子どもと保護者を対象に児童の発達支援や家族の相談支援を行ってまいります。

現在、発達障がいを含む障害児支援の充実に向けて地域の保健センターや医療機関、保育園、こども園、幼稚園や小学校等との連携に向けた施設環境の強化についても保護者をはじめとする関係者からのニーズを数多く受けております。ますます多様化するニーズに応じていくために、児童発達支援センターの定員を増やすと同時に、保育所等訪問支援の充実を図り、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援として、居宅訪問型児童発達支援を行ってまいります。また、障害児相談支援も行うことで一体的に利用児者やその家族をはじめとする関係者への支援を進めてまいります。

昨年度まで大分なごみ園で行っていましたが、大分市の地域療育等支援事業と発達障がい児巡回専門員派遣事業、大分市保健所が開催する親子ふれあい教室への支援を今年度からわくわくかんで行ってまいります。関係機関への支援ニーズが増えており、これらの事業を充実させながら、関係諸機関との連携協働を深めてまいります。

児童発達支援につきましては、同一法人のこざいこども園を始めとする大分市東部地域の子育て機関と連携しながら、併行通園だけでなく、移行が進むように情報共有を図るとともに、小学校・支援学校へ進学する児童に対しては就学に向けての情報共有を通しながら丁寧に移行支援をすすめてまいります。

保育所等訪問支援では、保育園・幼稚園・こども園・小学校・支援学校との連携が求められるようになっていきます。施設支援の充実と併せて、保育コーディネーターや大分県発達障がい者支援専門員とも協働しながら地域の保育所・幼稚園へのバックアップをすすめることで利用児童を取り巻く地域の子育て支援の更なる充実を目指してまいります。

放課後等デイサービスは、大分支援学校や地域の小学校支援学級の児童の利用が見込まれており、学校、家庭と連携協働しながら、利用児一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。また、同法人の大分なごみ園、戸次なごみ園をはじめ、地域の放課後等デイサービス事業所とも連携を図ってまいります。

支援内容は、対人関係を中心とした育ちを促すために特性に合わせた環境設定やコミュニケーション支援を中心にすすめます。また、就園や就学等を見据えた活動、調理活動や戸外活動、季節に応じた色々な活動を提供しながら自立生活に向けた支援も促していくとともに、幼児には運動機能の向上や情緒の安定、学童には余暇やリフレッシュできる環境づくりの充実も図りたいと考えています。

今後、ますます多様化するニーズにお応えできる施設運営を目指していくためにも、こざいこども園をはじめ、法人内の各事業所とも連携を図りながら、切れ目のない支援を目指すとともに、研修などで交流する機会を整えることで職員の専門性の向上にも努めてまいります。

◎児童発達支援センター（就学前児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|---|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター わくわくかん |
| ② 所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 五十嵐 康子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 後藤 伸二 |
| ⑥ 定員 | 30名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 平成25年5月1日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金）
※但し、行事等のため土日・祝日も実施する場合がある。 |
| ⑨ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、社会福祉士、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、強度行動障害支援者 |
| ⑩ 設備の概要 | 指導訓練室、遊戯室、相談室、医務・静養室、事務室、調理室、園庭等 |

第3章 事業の概要

- （1）対象児 大分市内の通園による指導になじむ障がいのある幼児及び適当と認められる18歳以下の学齢児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 訪問支援 保護者による希望に応じ、保育所を始めとする関係機関を訪問する
(保育所等訪問支援)

(5) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしなが一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所、医療機関などの関係諸機関と連携することで地域での子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(6) 発達支援計画の作成

子どもの特性及び、その家族等の希望に基づいて発達支援の目標や方向性、具体的内容を明確に表した発達支援計画を作成し、その実施状況や経過についても保護者に理解しやすい形で説明する

(7) 開所時間

9：30～15：30

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
9：30	登園 自由遊び 個別療育	ブランコやトランポリン、ボールプール等の大型遊具や三輪車、プラレール、積み木などの玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。
11：00	お集まり（※クラス別） ・集団活動・外活動 ・親子遊び・運動遊び ・音楽遊び	音楽、体操、絵カードやサーキットなどの集団状況を通して社会的な適応力を育てたり、身近の自立を促したりするような課題設定を行います。

	・製作あそび ・リラクゼーション	
11:30	給食 準備・片付け・歯磨き トイレ等	楽しく給食を食べながら集団のルールに 応じることや、片付け、準備などの整理意 識やトイレトレーニング、歯磨き等の身辺 自立支援を行います。
12:30	自由遊び 製作・課外・専門活動、 午睡	制作や活動など様々な活動を通して自己 表出支援を行う。
14:00	個別療育・相談 活動	個別や少人数グループで遊具やおもちゃ での遊びを通して対人意識や愛着。信頼関 係を深める。活動の中で製作やからだ遊 び、課外活動、調理活動を通して技能的な 課題に取り組んだり、社会的な適応力を育 てていく。
15:10	おやつ 降園準備 降園	今日の活動内容や次回の活動内容の確 認をすることで、自己意識や先の見通しを 得る力を育みます。
15:30	閉園	活動の記録や準備等を行います

活動とそのねらい

- ◎個別支援：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎親子遊び：親とのふれあい遊びや共感的なやりとりの中から、情緒を育てる。
- ◎運動遊び：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく（ブランコ・トランポリン・ボールプール・巧技台等）。
- ◎音楽遊び：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎製作：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していき、自己表現力や有用感を高めていく（鬼のお面づくり、七夕かざり、ひなかざり等）。
- ◎食育活動：調理実習を通して、生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。また、食育にもなり、偏食のあるお子さんも自分で作ると苦手な食材も食べれるといった経験を積むことができる。
- ◎地域交流：地域の祭りや公園や花見、散歩など公共の場を利用することを通して社会的な

ルールの存在に対する気づきを促す。また、保育園等に遊びに行く活動を通して、同年代の子どもとの交流を図る。

- ◎リハビリテーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。
- ◎移行支援：移行先を見据えた活動や移行先との情報交換・情報共有を図る

専門活動とそのねらい

- ◎親子通園：木曜日の午前は親御さんと子どもが一緒に来園する親子通園を行う。臨床心理士(公認心理師)の指導を通して、子どもとの関わり方の指導や母親のメンタルケア、スタッフを媒介とした母子関係の調整、母親同士の関係作りの構築等を支援する。
- ◎からだ遊び：安全な床面と他者との活動を通して、こどもの発達の基礎となる自分自身のからだに対する認識と、他者への信頼感を育てる。

- (7) 年間行事 行事を通して他者と共有した経験を積み重ねていくことで集団・仲間意識や社会的な適応力を育てていく。

行事内容	実施月
親子遠足	5月
わくわく祭り	10月
クリスマス会	12月
がんばり賞	3月

- (8) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、法人広報誌、大分なごみ園だよりを通して、継続的に大分なごみ園の事業内容やアンケート結果などを掲載して情報開示するとともに、療育内容や具体的な活動の報告も随時行う。

- (9) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、利用児の発達を多面的に援助できるように努める。社会性が身に付きにくい発達障がいのある児童を対象に、幼児期には他者に依存できる体験を深めることで、人との信頼関係を育み、良好な人間関係を学習できる環境設定を発達段階に合わせて提供する。また、定期的に臨床心理士等の専門家を招聘し、親子交流支援や、からだを通してのコミュニケーションや自己コントロールを学ぶ場面、音楽療法による自己表現などの場を設ける。就園前の児童については、保育園や幼稚園との交流

を行うことで就園準備支援をする。

(10) 地域交流

地域ボランティアや幼稚園・保育園を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、発達特性に関する普及・啓発をすすめる。

(11) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(12) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(13) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
児童指導員	2名（常勤・専従） 1名（非常勤・兼務）
保育士	4名（常勤・専従） 2名（常勤・兼務） 1名（非常勤・兼務）
栄養士	1名（非常勤）
看護職員	1名（常勤・兼務）
	合計15名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成を考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

◎放課後等デイサービス（就学児童）

第1章 運営理念

（1）目的

地域の子育て家庭が安心して暮らせるように、子育て相談や、こども1人1人の「特性」や「課題」に応じた発達支援、合理的配慮にもとづいた環境設定の推進などに努め、子育て家庭と関係諸機関が連携できる支援を目指す

（2）支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| ① 施設の名称 | こども発達・子育て支援センター わくわくかん |
| ② 所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| ③ 実施・運営主体 | 社会福祉法人 萌葱の郷 |
| ④ 管理者 | 五十嵐 康子 |
| ⑤ 児童発達支援管理責任者 | 五十嵐 康子 |
| ⑥ 定員 | 10名 |
| ⑦ 事業開始年月日 | 令和3年4月1日 |
| ⑧ 実施予定日数 | 週5日（月、火、水、木、金）
※ただし事業所の都合や利用者のニーズに合わせて、
土日・祝日も実施する場合がある。 |
| ⑨ 営業時間 | 9:00～18:00 |
| ⑩ 職員 | 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、
社会福祉士 |
| ⑪ 設備の概要 | 指導訓練室、遊戯室、相談室、医務室、静養室、事務室、
調理室等 |

第3章 事業の概要

（1）対象児童 大分市内の通園による指導になじむ障がいのある学齢児及び適当と認められる18歳未満の学齢児とする。

（2）利用料 障害児通所給付費

(3) 通所方法 保護者による送迎を基本とするが、公用車による送迎も行う

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 日課 ①10:00～17:00 (長期休暇等)

②14:00～17:00 (長期休暇等以外の放課後)

時 間	内 容	具 体 的 な 活 動 内 容
③ 10:00 ④ 14:00	登園 自由遊び 個別学習・活動	園庭、固定遊具、大型遊具やパズル、プラレール、積み木などの遊具や玩具を共有して遊びながら集団のルールや動作技能の習得を促します。 個々の才能に着目し、伸ばしていくことで、自己表現力や有用感の育ちを支援します
③ 12:00	昼食・準備・片付け・ 歯磨き等	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備などといった整理意識や日常生活動作を育てます。
④ 13:00 ⑤ 15:30	集団活動 粗大運動・芸術活動 工作活動・製作活動 食育活動・課外活動 リラクゼーション 専門活動・地域交流	地域のお祭りへの参加、公園遊び、買い物活動等といった集団状況を通して、社会的な適応力を育てたり、製作、調理活動などの技能的な課題設定を行います。また、からだ遊びを通してリラクゼーションや自身の身体への意識を高める
② 16:20	おやつ・準備・片付け	食への意識・自己表出支援とともに、集団のルールに応じることや、片付け、準備な

		どといった整理意識を育てます。
② ② 17:00	降園	今日の活動内容の振り返りや次回の活動内容の確認をすることで、自己意識や先の見通しを得る力を育みます。

活動とそのねらい

- ◎個別学習：個別的な配慮のもとで認知発達を促し、日常生活の質の向上を目指す。
- ◎集団活動：自らが意識的に集団活動へ参加していくことで、自己意識や他者意識を高め、社会的な適応力を身につける。
- ◎粗大運動：感覚意識の統合性や身体的な運動能力を高めていく。
- ◎音楽活動：音楽等を通してながら、共感性や場面への適応力を身につけていくとともに、自己表現や協調性が豊かに育つことを期待する（ダンス、楽器遊び等）
- ◎工作活動：創作意欲を育てることで、自己表現力や有用感を高めていく（模型・粘土等）
- ◎制作活動：行事用の制作活動を通してながら、季節感や創作意欲を獲得していく（クリスマス用靴下、ひなかざり等）。
- ◎食育活動：調理実習を通して、生理的な欲求を自分の力で満たす経験や、準備から整理までの経験を得ていくことで、自立心を育てる（ホットケーキ・やきそば等）。また、食育にもなり、偏食のあるお子さんも自分で作ると苦手な食材も食べれるといった経験を積むことができる。
- ◎地域交流：地域の祭りや公園や花見、散歩など公共の場に参加することなどを通して社会的なルールの存在に対する気づきを促す（交通機関の利用等）。
- ◎リラクゼーション：活動を媒介にして他者との共感的なやりとりを経験する。また、シーツ遊びや楽器演奏などを通して情緒の安定やリフレッシュを図るとともに、他者との共感性や場面への適応力を身につけていく。
- ◎専門活動：主に外部の専門家やインストラクターに依頼することで、専門性の高い発達支援が受けられる場を提供する。

専門活動とそのねらい

- ◎からだ遊び：身体（からだ）遊びはスキンシップを通して、自分自身の身体に対する認識、自分自身への自信、他者への信頼を育てることを目的に行う。
- ◎モリスキコーチング：他者とのコミュニケーション方法、問題解決スキルといった人づきあいを円滑に進めていく技術の習得を狙いとして行う。
- ◎リソールスキルトレーニング：電車乗車やお買い物、調理など生活に即したスキルを身に付けていくことを目標に支援していく。細かい活動内容に関しては保護者との話し合いの中で出た希望を踏まえ、より生活に根付いた技術の習得を目指していく。

(6) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、大分なごみ園だより等の広報誌を通して、継続的に事業内容や経過などを掲載して一般に情報開示していくとともに、療育観や具体的な活動内容の報告も行う。

(7) 各関係機関との連携

他機関との連携を通じて、来園児の発達を多面的に援助できるように努める。地域の相談支援事業所や児童発達支援センター等、モニタリングやサービス担当者会議を通して情報交換を行っていく。

(8) 地域交流

地域ボランティアや児童発達支援センター、認定こども園等を始めとする関係機関との交流機会を設け、子ども達には、多くの人たちとの触れ合いを通しながら、人との関わりについて学ぶサポートをする。また、子どもと関わる際の配慮点を伝えることで、障がいに関する普及・啓発をすすめる。

(9) 緊急時における対応方法

発達支援の提供を行っている時に対象者に病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(10) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(11) 虐待防止

利用児やその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のため、窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、対策を講じる。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者・児童発達支援管理責任者	1名（常勤・兼務）
サービス提供者（児童指導員）	1名（常勤・専従） 1名（常勤・兼務）
サービス提供者（保育士）	1名（常勤・専従） 1名（非常勤・兼務）
	合計 5名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

保育所等訪問支援事業 事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用児童が地域で安心して暮らしていくために、集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における利用児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うことを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ① 施設の名称 こども発達・子育て支援センター わくわくかん
- ② 所在地 大分県大分市大字屋山 1658-1
- ③ 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ④ 管理者 五十嵐 康子
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 後藤 伸二
- ⑥ 事業開始年月日 令和3年4月1日
- ⑦ 実施予定日数 週5日（月、火、水、木、金、土）
- ⑧ 職員 管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員
- ⑨ 設備の概要 事務室、相談室

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 大分市内障がいのある幼児及び利用が適当と認められる18歳以下の学齢児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 支援概要 保護者による希望に応じ保育所を始めとする関係機関を訪問し、利用児童への集団適応のための支援と、訪問先施設のスタッフへの指導を行う。

(4) 支援方針

- ① 発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援

します

- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なごみだより（新聞）を通して、活動内容の報告も行う。

(6) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
訪問支援員（児童指導員）	1名（常勤・兼務）
訪問支援員（保育士）	2名（常勤・兼務）
訪問支援員（児童指導員）	2名（非常勤）
訪問支援員（機能訓練担当職員）	1名（非常勤）
	合計 8名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

居宅訪問型児童発達支援事業 事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識技能を習得し、人への意識や関係性を構築できるよう支援を行い、生活能力の向上を目指し、本児の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて支援を行う。関係機関(病院・訪問看護、リハ等)と協働・連携し、利用児の発達を促すことを目的とする。

(2) 支援員の心得

- ① コミュニケーション意欲につながる「安心感」の形成を目指すこと
- ② 発達過程に伴うスキルの習得のために準備や工夫を絶やさぬこと
- ③ 他機関との連携を深めることで、長期的な支援ネットワークの形成を目指すこと
- ④ 生活の基盤を支える家族への報告や連絡を絶やさぬこと
- ⑤ より高度な支援を実現するために、個別支援会議や自己研鑽を絶やさぬこと

第2章 施設の概要

- ① 施設の名称 こども発達・子育て支援センター わくわくかん
- ② 所在地 大分県大分市大字屋山 1658-1
- ③ 実施・運営主体 社会福祉法人 萌葱の郷
- ④ 管理者 五十嵐 康子
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 後藤 伸二
- ⑥ 事業開始年月日 令和3年4月1日
- ⑦ 実施予定日数 週5日(月、火、水、木、金、土)
- ⑧ 職員 管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員
- ⑨ 設備の概要 事務室、相談室

第3章 事業の概要

(1) 対象児童 大分市内重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、外出が困難な障がいのある幼児とする。

(2) 利用料 障害児通所給付費

(3) 支援概要 保護者による希望に応じ居宅を訪問し、利用児の身体及び精神の状況や置かれている環境に配慮しながら、対人意識の向上やコミュニケーション支援を行う。

(4) 支援方針

- ①発達支援 人との信頼関係を軸にしながら一人一人の発達段階に応じた育ちを支援します
- ②才能援助 様々な経験が得られる機会をつくることで、一人一人の可能性を引き出したり、伸ばしたりしながら自己表現力や有用感の育ちを支援します
- ③家庭援助 子育てについての相談や学習会を通して、お互いに子どもへの理解を深めながら育ちと暮らしを支えます
- ④地域援助 ボランティアの要請や、相談会・研修会への協力、保育園、幼稚園、学校、保健所などの関係諸機関と連携することで子どもの育ちと暮らしを支えます
- ⑤心のケア 関係性の視点から子どもの心身の状態を把握し、「安心感」を軸とするメンタルケアを施すことで発達を促します

(5) 情報の開示

社会福祉法人萌葱の郷のホームページや、なごみだより（新聞）を通して、活動内容の報告も行う。

(6) 苦情解決

利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第4章 職員の体制（役割分担）について

管理者	1名（常勤・兼務）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤・専従）
訪問支援員（看護師）	1名（常勤・兼務）
訪問支援員（保育士）	1名（非常勤・兼務）
訪問支援員（児童指導員）	2名（非常勤・兼務）
	合計 名

第5章 職員の研修・育成について

発達支援、相談等における適切な技術や知識の向上を図るとともに、次期リーダーの育成も考慮しながら、法人内外の研修会への参加をすすめる。必要に応じてサービス管理責任者等の事業運営上に必要な資格要件を満たす研修会への受講をすすめる。

令和3年度 社会福祉法人 萌葱の郷

相談支援事業所 プラスα 事業計画

第1章 運営理念

(1) 目的

利用者がその有する能力及び適性、本人の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、障害者総合支援法に基づく相談支援サービスを適切に提供することを目的とする。また、当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業所等その他の者との連絡及び調整、その他の便宜を供与する。

(2) 運営方針

1. 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個々のニーズに配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者（以下「利用者等」）の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 相談支援事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当該利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4. 相談支援事業の運営に当たっては、市町村や障害福祉サービス事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善や開発に努める。
5. 相談支援事業所は、利用者等の意向を踏まえて、自立した生活及び社会生活を実現できるように行う。
6. 相談支援事業所は、自らその提供する指定相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第2章 事業所の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 事業の種類 | ○指定特定相談支援事業
・計画相談支援 ・障害児相談支援 |
| (2) 事業所の名称 | 相談支援事業所 プラスα |
| (3) 事業所の所在地 | 大分県大分市大字屋山 1658-1 |
| (4) 管理者 | 五十嵐 康子 |

- (5) 主たる対象者 特定なし
- (6) 利用日時 月曜日から金曜日（9時～18時）
※祝祭日、年末年始を除く
- (7) 事業実施地域 大分市内全域

第3章 職員の体制

- 管 理 者 1名（常勤・兼務）
- 相談支援専門員 1名（常勤）

第4章 事業の内容

相談支援専門員は、利用者等から利用者本人の生活全般に係る相談に応じ、情報提供、利用者等の意向を勘案した上で基本相談、サービス等利用計画を作成する。また、関連する業務の実施、事業者等との連絡及び調整を行う。

○総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談

- ・日常生活における悩みや不安、困ったことについての相談を受け付け、一緒に話し合いながら考え、具体的な解決に努める。

○障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

- ・様々な障害福祉サービスの障害と利用に伴う申請手続き等の支援を行う。
- ・社会資源の活用や福祉に関する情報を提供する。

○サービス等利用計画の作成、作成後の便宜の供与、変更の対応

- ・必要に応じてサービス等利用計画を作成し、支援する。
- ・利用者のニーズに沿って、障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるようサービスの調整を行う。

○障害者支援施設等への紹介

- ・日中活動を行う福祉関係の事業所や各種専門機関等の紹介を行う。
- ・必要な関係機関（保健、医療、教育、就労等）との連絡及び調整を行い、関係機関との支援チームで利用者の支援にあたる。

第5章 苦情の解決

利用者等からの苦情を受け付ける為の窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

第6章 人権・プライバシーに関すること

利用者等からご提供いただいた個人情報、利用者等の同意なく上記に明示する目的以外に利用することはない。必ず利用者等の同意を得た上で、これらを行うこととする。

